

# 地研通信

発行人 茂木 陽一  
編集人 小西 啓文  
発行所 三重短期大学地域問題  
総合調査研究室  
津市一身田中野157番地  
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

## 第32回地域問題研究交流集会報告

本研究室の第32回研究交流集会在、2005年10月1日(土)の午後1時30分から本学41番教室で、“現代の「青少年問題」について考える”をテーマとする公開シンポジウムとして開催され、学生、市民約60名が参加し、熱心な討議が行われました。シンポジウムの司会及びパネリストは次の方々です。

司会と基調報告 楠本 孝(本学法経科助教授、三重県青少年健全育成審議会専門委員会委員)  
パネリスト 中沢 正夫(精神科医)  
丸山 重威(関東学院大学教授、メディア論)  
佐々木 光明(神戸学院大学教授、刑事法・少年法)

### <東福寺 一郎 本学教授>

皆さんこんにちは。定刻を若干過ぎました。これより、三重短期大学地域問題総合調査研究室の第32回研究交流集会在あります公開シンポジウム“現代の「青少年問題」について考える”をはじめさせていただきます。

まず、最初に本学の上野学長よりご挨拶をいただきます。

### <上野 達彦 学長>

皆さんこんにちは。本日、公開シンポジウムを本学の地域問題総合調査研究室の主催で開催することになりました。“現代の「青少年問題」について考える”というテーマで中沢先生、丸山先生、佐々木先生というこの問題に関して大変な権威でいらっしゃる先生方のお話を伺う機会を頂きました。この機会に皆さま方が特に最近の青少年問題について十分な知識とお考えを深めて頂きたいと考えています。この副題について「三重県青少年健全育成条例の改正論議」というのは実は私も審議会の委員長として関わっておりまして、今日司会をして下さる楠本先生にも専門委員会に入って頂きまして、様々な議論を積み重ねてきております。その一端を紹介して頂けるとお思いますので、これもひとつご関心を持って頂きたいと思っております。それでは、しばらくの間ご清聴宜しくお願ひしたいと思います。

### <東福寺>

どうもありがとうございました。続きまして、地研室長の茂木先生からご挨拶頂きます。

### <茂木 陽一 地研室長>

三重短期大学地域問題総合調査研究室、室長の茂木でございます。長いので「地研」と略して言っております。地研は、三重短期大学が地域に開かれた高等教育機関であるということで、21年前に本学に設置されました。地域の情報を収集し、また様々な問題について分析し、得られた研究成果を地域に還元するというのを目的にして設立されました。ささやかではありますが研究機関でございます。10年位前から、市民の方あるいは地域に地研の色々な成果を還元していく手立てとして色々な媒体を創って進めてまいりました。その一つが、今日開催致します地域問題研究交流集会というものでございます。数えて32回になりますが、元々は地研の研究者、だいたい三重短期大学の先生方が兼任で研究員をやっておりますけれども、その研究成果を相互に批判しあい、検討しあう趣旨ではじまりました。テーマによりましては学外のその問題について研究されている方をお招きして一緒になって問題を深めていこうということでやっております。さらに年に1,2回は特に一般の市民の方たちにも参加していただく講演会とか、シンポジウムのような形式をとって開催させて頂いております。

今回は地研の研究者であります楠本先生にコーディネーターになって頂きまして、青少年健全育成条例、全国各地で制定、改定の動きが進んでおりますが、それが持っている問題をざっくりばらんに話してみようじゃないかということで進めております。特に条例の対象になっているのがちょうど本学に入学されている学生の皆さんあるいは高校生とか中学生の方々が対象ですので、若い方たちにも是非とも参加して頂いて、その問題についてのいろんな意見交換をしていく場をつくらうじゃないかということで今回開催することになりました。したがって、基調報告、それからパネラーの皆さんの意見を聞いて頂くと同時に、皆さんの方からも積極的に意見や疑問を出して頂いて、お互いに新しい視点が得られるように、あるいはより深い認識が得られるようになれば良いかな、と思っておりますので、宜しく積極的にご参加をお願いしたいと思います。

<東福寺>

どうもありがとうございました。それではこの後の司会進行につきましては楠本先生にお任せいたしますので宜しくお願い致します。

## 前半 - 基調報告と問題提起

<楠本>

今日の司会を担当します楠本です。本題に入ります前に一つお願いですが、受付で皆様へ今日のシンポジウムの資料としてB4の綴じてあるもの一部と佐々木先生の問題提起のレジュメとしてA4で表裏のものが一枚お配りしてあると思います。それ以外に質問用紙が一枚配られているかと思っております。前半我々4人が話した内容について、あるいは話さなかった内容についても結構です、質問あるいは意見にわたるといようなものでも結構ですので、質問用紙に書いて頂いて、それを休憩時間に皆様から回収致します。こちらでその中身を見まして、類似のものはとりまとめてなんとか交通整理をして、後半はできるだけ多くの質問に答えるというような形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。前半は我々の方で問題提起という形でお話をさせて頂きませんが、順序は、まず私が基調報告と問題提起をさせて頂いて、その後丸山先生、次に佐々木先生、そして最後に中沢先生という順に問題提起をして頂くことになっております。

それでは、まず、私の報告と問題提起に入らせて頂きます。皆様にお配りしました資料の1ページ「シンポジウム開催の目的」を見て頂きたいと思っております。この中に今日私が報告する内容それから問題提起し

たい内容が書いてありますので、それを見て頂きながら話を進めたいと思っております。

先程も出ましたけれども、ここ数年全国の各自治体で青少年条例の改正が相次いでいます。東京での改正の議論は、深夜徘徊について東京でも規制をかけるということで、全国紙でもかなり採り上げられて報道されたので皆さんの中にも関心を持たれていた方が多いと思っております。それから、隣の愛知県では新聞の見出しによりますと「全国最高水準の厳しさ」、そういう内容の条例改正が行なわれたということが報道されています。それ以外の道府県でも条例改正が次々と起こっているわけですね。三重県についても例外ではなくて条例改正が行なわれる予定になっています。今年1月に知事から諮問があり、3月の末から専門委員会で議論が行なわれるようになりました。「シンポジウム開催の目的」にも書きましたように、三重県の条例ということ念頭に置いて考えると、これら一連の条例改正にはだいたい大きな三つの流れ、三つの傾向があるように思います。

第一は、インターネット、携帯電話が普及したということで、当然インターネットや携帯電話を使って大人の目から見ると「有害だ」「子どもたちには見せたくない」といような情報に子どもたちが接するようになる、これに何とか対応しなければならぬというのが条例改正の一つの柱です。委員会としての全体の方針につきましては既に5月の段階で公表されたものがあります。実は9月の末に新しい文案ができていますけれども、これはまだ皆様にお見せすることができない段階のもので、5月の段階で公表されたものを載せておきました。資料の2ページから5ページがそれです。ただし5ページの最後の家庭用ゲーム機についてのものは、9月になってから新たに付け加えられたものですが、しかしこれは既に公表されていますのでここに載せておきました。その後、6ページ以降に「青少年の健全育成のあり方についての意見」、これは専門委員会に提出した私自身の意見書です。私が委員としてどういう考えを持って委員会に臨んだかということについて、きちんと皆さんの前で明らかにしておいた方がフェアだろうということで載せておきました。

インターネットの問題について私がどう考えているかということをお知らせすると、資料でいうと6ページの左側「対応策についての意見」というところを見て頂きたいのですが、インターネットとか携帯電話の有害サイトに接続することについて何らかの対応策をとるとしても、今のところフィルタリングソフトを使用するということくらいしか対応策がないわけです。私の考え方では、フィルタリングソフトを利用するか否かということについて、それは基本的には家庭の中で親がパソコンを買い与える、若しくは携帯を買い与える際に子どもたちとよ

く話し合ってフィルタリングソフトを使う使わないということを決めるべきだ。で、行政は何をすべきかということ、それはフィルタリングソフトというものが知られていないので、フィルタリングソフトというものがありますということを開発する。そして、各業者に対しても、もし青少年がインターネットの接続サービスを利用したり、携帯電話の購入をするという場合には、その業者の方からユーザーに対して、「青少年が使用されるのであればフィルタリングという仕組みがあります」ということを告知して欲しい、そういう趣旨のことを行政から求める。私は、そういうことは行政としてやって良い。そういう観点から意見を述べました。

この問題は、表現の自由や青少年の知る権利にかかわるとい点では、従来の有害図書規制の問題の延長線上にある問題といえます。ただし、「有害図書」の考え方について、私は、現在の条例の仕組みについて必ずしも肯定的に見ているわけではありません。現在は性表現ということで大きく括られるようなものが有害図書指定の中心部分になっているのですけれども、私は資料6ページの「現状認識の」というところで触れましたように、性表現一般というよりは、「児童ポルノ」とか「女性への性暴力を記録した内容のもの」というような人権侵害性の強い内容のものを通常の性表現物と区別して、これらに限定した規制をすべきなんじゃないかと思っています。ただ、現在のわいせつ規制にしる有害図書規制にしる、そういった観点からの規制の仕方はされていません。ですから、これは現状とはかなり離れた内容のものですけれども、私の持論として載せておきました。

それから、同じように表現の自由とかかわる問題



として、自動販売機への有害図書の収納、販売の規制がありますが、これに関して最近議論されているのは、年齢確認装置の付いた自動販売機というものが出来たことに起因しています。自動販売機になぜ有害図書を入れてはいけないかということ、つまり規制する根拠ですが、自動販売機では買い手が大人なのか青少年なのかということが区別できないので、自動販売機に収納したのでは青少年への販売を規制できないということを根拠にしているわけです。しかし、この年齢確認装置が付いたものと、例えば、自動車免許証などを使って年齢が18歳以上であるということが分かれば売ることになっていれば普通の対面販売と同じだ、だから年齢確認装置付きの自動販売機は実は自動販売機ではない、というふうな主張をする業者が出てきているということが問題で、これについてどう対応するかということなんです。これまでにいくつか下級審の判例が出ていまして、それによりますと、結論から言えば、この種の年齢確認装置が付いていても自動販売機だという結論になっています。

私自身は年齢確認のシステムが完全に作動しているとすれば、つまり実際に18歳未満の者には売ることがないという仕組みが貫徹されていけば、これを従来の自動販売機と同じように規制する根拠は見出しにくいと思っています。ただし、実際に設置されている年齢確認装置付きの自動販売機ではきちんとした年齢確認が行われているとは思えない、そういう問題があります。ですから私自身としては、もしこの年齢確認装置付きの自動販売機をこれまで通り自動販売機の規制の中に入れて考えるんだとすると、実際にきちんとした年齢確認が行なわれているかどうかということについて、もう少し実態を把握する必要がありはしないかというふうに思っています。このところ、年齢確認の実態がどうなっているかという事実を積み上げていくことが必要ではないかと思っています。

以上が表現の自由とかかわります、条例改正の第一の傾向です。

二つ目の傾向は深夜徘徊の問題です。深夜徘徊の規制は、先程も言いましたように東京などでも行なわれるようになりました。三重県では、「シンポジウム開催の目的」にも触れてありますように、保護者に対して青少年を深夜に外出させない、つまり10時以降は外出させないようにという訓示規定を置いて、その上で保護者の同意なく青少年を深夜に連れ出した者に対しては刑事罰を科するという条例がもう既に制定されています。ですからこの部分については、三重県の場合東京などより先行しているというふうに言えると思います。それから、深夜に営業している施設、例えば、ゲームセンターやカラオケボックス、特にカラオケボックスなどは個室を設け

ているということで、深夜に青少年を入場させない、させるべきではないという規制も、もう既に条例で行なわれています。三重県が今回行なおうとしているのは、その規制対象を広げて青少年の深夜の入場を禁止する施設の中にマンガ喫茶やインターネットカフェあるいはこれらが両方複合したものを含めようというものです。

この点について、私がどういう考えを持って委員会に臨んだのかということをお話すると、資料6ページの終わりから7ページにかけてをご覧ください。まず深夜徘徊をなぜ規制するかということですが、深夜徘徊の規制の考え方というのは、ともすると子どもが夜中に歩き回るといのは不道徳なことだからというふうに考えがちですが、子どもが深夜に外出することを規制する根拠は、おそらくそれだけ危険が高まるということにしか求められないということです。つまり、深夜に外出すればそれだけ犯罪に巻き込まれる危険が高まる、あるいは、犯罪じゃなくても身体若しくは財産に対して危害が加えられる可能性が高まるので、その危険性についてよく知ってもらって、その上でその危険なものから自分で身を守る術を考えてほしいということをお話することしかないだろうと思っているのです。その点からいくと、7ページの左のところですが、青少年の深夜徘徊を助長するおそれのある営業を行う者は、青少年が深夜外出に伴う危険に遭遇することがないように配慮すべきだ、ということになります。

しかし、忘れてはならないのは、ゲームセンターやカラオケボックスが非行の溜まり場になっている実態があるということが、現在規制が行なわれている根拠になっているわけですから、もしもマンガ喫茶やインターネットカフェというのをこの中に加えるとすると、やはりそれらが非行の溜まり場になっているという実態があるということをお話として積み上げていくということが必要だろうと思います。現在の条例の仕組みの上に何らかの規制を拡大しようとするならば、現在行なわれている規制の根拠というのが新しい対象についても成り立つということをお話、少なくとも規制する側で事実として積み上げていくことが必要だと思っています。

次に、三つ目の中心的な課題は、暴走族などの非行集団への対応をどうするかという問題です。これには背景が二つあります。一つは、非行集団が集団の威力を背景にして路上強盗などの街頭犯罪を行なう例が増えているという指摘があるということ。もう一つが、暴力団などが暴走族などを介して金品若しくは財産上の利益を上納という形で得ている、これを放置できないということです。

この問題についての私の考えをお話する前に、参考資料として11ページに岐阜県の「暴走族等の根絶に関する条例」を載せておきましたので、まずそ

れから見ていただきたいと思います。岐阜県条例の15条の2項では「何人も、少年に対し、暴走族を結成すること又は既に結成されている暴走族を維持することを指導し、又は援助してはならない」ということ、それから3項では「何人も、少年に対し、暴走族に加入することを勧誘し、若しくは強要し、又は暴走族から脱退することを妨害してはならない」ということが規定されています。これは、結社の自由あるいは法益保護という観点からいくと、実際に暴走行為が行なわれるかなり前の段階で規制をかけようとしている、つまりその結社が実際に危険な行為を行なおうとしているという明白な理由が生じる前の段階で規制をかけようとしています。そういう意味で、この岐阜県の暴走族条例に私は疑問を持っているわけです。

それでは、この問題について私がどう考えているかということ、資料8ページから9ページの「青少年健全育成のあり方についての意見(その2)」を見て頂きたいと思います。8ページの右下あたりから、この問題を暴力団対策法と比較して考えています。暴力団対策法というのは、もちろん暴力団の規制をやっているのですが、この暴力団対策法も暴力団の結成それ自体を規制するという形にはなっていません。暴力団の構成員が不法行為を行なうことを規制するという仕組みになっています。何故そうになっているかということ、暴力団の結成それ自体を規制するということになれば、それは憲法上の結社の自由と抵触する可能性があるということをお話、おそらく立法者が考えたからだろうと思われるんですね。暴力団についてですらそうであるとすると、暴走族についても結成それ自体を処罰の対象にするということになると、これはもう結社の自由とどう折り合いをつけるか、結社の自由の観点からどう説明するかということが必ず問題になると思います。

その場合、暴力団というのは少なくとも表向きは犯罪行為を行なうことを目的として結成された集団ということにはなっていないわけです。それに対して、暴走族というのは条例上「暴走行為を行なうことを目的として」結成された集団ということになってますので、確かに犯罪行為を目的にして集団を結成するのであるから、それは結社の自由の保護の対象外だという見方もなくはないと思うんです。しかし、犯罪行為を行なうことを目的として集団を結成することを別の観点から考えますと、こういうふうに言えるわけです。つまり、およそ犯罪行為を規制しようとする場合、それが何らかの「結果」ですね、刑法学では「法益の侵害」といいますけれども、殺人なら殺人、強盗なら強盗で実際にその社会生活上保護されるべき利益が侵害される具体的な危険が発生してはじめて規制の対象になりうるわけです。つまり、一般的には未遂の段階になってはじめて規

制をかけようというのが刑法の考え方です。具体的な危険が発生する前の段階で、つまり犯罪の準備の段階、これを「予備」といいますが、予備の段階で規制をかけるとすると、それは殺人や強盗や放火といった重大犯罪に限定されているわけです。そうだとすると抽象的に犯罪を行なうことを目的としている、つまり暴走行為を行なうことを目的としているといっても、実際に何月何日、例えば今度の土曜日の何時に暴走行為を行なうというように、具体的で特定された犯罪の実行を目的にして集団を組むということならともかく、一般的抽象的に暴走行為をやるために集まったというだけで規制をかけるといくなると、それはあまりにも早い段階で規制をかけるといくなると、やっぱりそれは結社の自由とかかわってくる。結局、私はそういった集団つまり暴走族というような集団の結成それ自体を刑事罰の対象として規制するというのはできないんじゃないかという意見を述べました。

それから、次に「勧誘」ですが、暴走族に勧誘するということについても、暴走族を結成する段階で仲間を募ることと結成された後に仲間を勧誘することとの間の区別が実際上つき難いし、さらに暴走族を結成する段階での結成行為それ自体を処罰すべきじゃないとすれば、当然結成後単純に仲間を増やすために勧誘行為をするということも処罰すべきではない、同質的な行為ですから処罰すべきじゃないという意見を述べました。もしも、暴走族への勧誘行為を処罰することができるのであれば、それは何らかの強要行為がある、つまり相手方の意思に働きかけて相手方がそれを望んでいないのに加入を強要するという事態があってはじめて処罰の対象にできるというふうに述べました。

それから、いったん加入した者が脱退する場合についても、脱退を阻止しようとして何らかの説得をするのはどういう団体でもありうることで、それを処罰の対象にすることはできないだろう。もし処罰するとすれば、脱退に際して「脱退を認めてやる代わりに、いくらのお金をもってこい」というように、財産上の利益を要求するようなことがあれば、その段階にいたって処罰の対象にできるのではないかというような意見を述べました。

つまり、非行集団の結成ということについても、結社の自由とか法益保護の原則というような伝統的な法原則に従って考えるべきで、「青少年の保護」を名目に憲法上や刑法上の原則を緩めて考えるということには賛成できないという意見を述べたわけです。

以上、ちょっと分かり難い話、元々の条例の仕組みをご存じないと話が分かり難かったと思うのですが、現在の条例改正の個別の論点についてはこれくらいにしておきまして、時間がだいぶ押して来

ましたので、その背景にある考え方について触れたいと思います。むしろこちらの方が今日皆さんに議論して頂きたいというか、一緒になって考えてほしいことなんです。今の条例改正の個別の論点というよりは、その背景にある考え方について皆さんがどうお考えかということ伺いたいわけです。

1ページの「シンポジウム開催の目的」に戻って下さい。ここ数年の条例改正を推進しているのには二つの力が働いているように思います。一つは最近の若者の規範意識が低下しているという認識です。「最近の若者はルールを守らない」とか、あるいは「やって良いこととやって悪いことの区別がついていない」というような認識が、大人の間で持たれている。それが条例をさらに強化し規制範囲を広げていくべきだという議論の後押しをしているというのが一つです。二つ目は、そういった非行とか子どもたちを取り巻く危険なものから子どもたちを保護する家庭や地域の力が弱まっているんじゃないかという認識です。そしてその地域の力を再生させないと子どもたちをきちんと保護できないという認識、あるいは危機感が広まっているんだろうと思います。

東京の条例改正を推進した刑事法学者は、戦後親が子どもを育てるときの基準として、「他人に迷惑をかけないことであつたら何をやっても良い、自由に育っていけばいい」ということでやってきたけれども、その結果として「人に迷惑をかけなければ何をやってもいいだろう、援助交際というのは誰にも迷惑をかけてないじゃないか、大人は売春をしてもいいのだろう、何故子どもはやっちゃいけないんだ」といった質問に対して大人は答えられないで、そういうことが子どもの規範意識の低下を招いているんだと言っています。前田雅英という刑法学者ですが、この人が言うには、「他人に迷惑をかけなければ何をやってもいい」というような考え方は捨てて社会共通の道徳は法によって強制すべきだ、それで、何をやっていいか何をやったら悪いかということが世の中で混乱しているんだとすれば、条例なり法律なりをつくって基準を明確にすればいいという議論をしているわけです。しかし、それは、はたして正しいのか。つまり社会共通のルールとなるべき道徳であれば法なり条例によって強制してもかまわないのかどうか、そういったことについては、やっぱりここで考え直してみる必要があつて、条例の強化推進ということを行っている人たちの考え方に対して、市民一人一人が、はたしてそういう考え方でいいか、ということを考えてみる必要があると思います。

もう一つは、地域が子どもたちを保護する力が低下している、保護する力を取り戻すためにどうすべきかという問題です。例えば無責任な親がいて、きちんと子どもを保護しないとき、横浜市長はそうい

う親にはペナルティを科してでも子どもの保護に目覚めさせるべきだ、責任を自覚させるべきだと言うんですね。しかし、行政なり警察なりが地域の再生を担うということで本当に地域の子どもの保護する力が再生するのか、ということについてやはり意見の対立があるわけです。現在、無責任な親がいても、その無責任な親を飛び越えて子どもを叱ることができる、そういう地域はなくなりつつあるし、そしてそういう親に対して「しっかりしろよ」というふうに言う、そういう地域も無くなりつつなるわけだから、ここは行政が音頭をとって地域を再生していく以外ないではないかという意見が一方にあります。もう一方には、行政がそういう形で介入していたのでは、いつまでたっても自覚ある、あるいは自分の行動に対して責任をもてる市民が育っていかない、行政をあてにするのではなくて、自分たち自身の力で横に連帯を広げていくこと、縦の連帯よりも横の連帯を広げていく、そういうことをもっと考えるべきだという意見の人がいます。それから、深夜徘徊との関連でさらにいえば、大人が先回りして子どもを危険から遠ざけるようなことをするのではなくて、できるだけ子どもには沢山の経験をさせた方が良く、その中で子どもが小さな逸脱行動をしたとすると、小さな逸脱行動に対して寛容な社会を作って立ち直りの機会を十分に与えるということがむしろ大人の役割じゃないかという人もいます。

今日は3人の先生方にそれぞれの専門の観点からそういった問題について言及して頂いて、その後、ぜひ皆さん自身のですね、子どもの規範意識の問題とか地域の再生の問題について、ご意見を伺えたらというふうに思ってます。

それでは私の基調報告と問題提起はこのくらいにして、次に丸山先生お願いします。

<丸山>

ご紹介頂きました丸山です。私は関東学院大学で「マスコミュニケーション論」と「情報と法政策」という科目、それから法科大学院で「法とマスコミュニケーション」を担当しています。

今回の「青少年問題を考える」というテーマで、今の楠本さんの青少年条例の話聞いていて、これはちょっと困ったなあと、私はどういうふうに言えばいいかなあと思いながら考えていました。メディアをずっとやってまいりまして、関東学院に来る前は30何年共同通信の記者でした。言論表現の自由ということを考えて実際に仕事をしてきたわけで、皆さんから言うと、けしからんマスコミのなれの果てということかもしれないですね。しかし私は、今この青少年条例をめぐる出てくるいろいろな問題、つまり深夜徘徊もそうでしょうし、暴走族もそうでしょうが、そういう中で、言論表現の自由とは一体

どうしたことなのか、ということをもう一度是非考えていただきたいと思っています。

今、有害図書あるいはインターネットの問題が取り上げられました。いつの時代でも、新しいメディアが出てくるとこういう問題が出てくるんです。常にそういうものは叩かれ続けてきたと言っても過言ではない。週刊誌が出てきたときもそうでしたし、テレビが出てきたときにもやっぱりそうだったんですね。今の青少年条例の問題というのは1950年に岡山県で出来たのが最初だと言われてはいますが、有害図書をどうやって取り締まるかということが一番のテーマとなって出て来ています。それから、今日のシンポジウムの資料の最後のところに、この学生さんでしょうか、大変よく勉強されてきちんと整理された年表が載っているので、私も今それを見せて頂いて、「ああ、そうだな」というふうに思っているんですが、そういう歴史の中で大抵メディアが敵にされて、その言論表現に関して、いかにもそういうことがあるから問題が起こっているように言われてきました。しかし、実は話は逆なんじゃないかなと私は思っています。つまりメディアが悪いから社会が悪くなるのか、社会が悪いからメディアも悪いのか、あるいはそういうことまで少し考えていただかないとまずいんじゃないかなというのが第一点です。

それからもう一つ考えて頂きたいのは、一体誰のための青少年条例なのかということです。子どものためだ、と皆さんは信じ込んでいる。しかし、本当にそれが子どもの育成に役立つのか、これから先、育っていく若い人たちを励ましてどんどん元気のいい子どもたちを作っていくことに役立つのかどうかということを考えて頂きたいと私は考えています。

1953年に「中央青少年問題協議会」というのが出来ました。鳩山内閣時代です。この鳩山内閣の時代というのは、実は非常に研究に値すると思っっているんですが、今、憲法改正問題で国民投票法案なんて出てきていますが、そんなのもこの頃に出て来ているんですね。つまり、日本が国際社会に復帰した。それで何でもい로운なことをやろうなんてことを言います。その時期にこの青少年条例問題というのも出て来るんです。何を言ったか。青少年に有害な出版物・映画等を青少年から排除する国民運動の展開および啓蒙宣伝、それから優良な出版物映画等の選奨、それから、出版・映画・新聞・放送・レコード・紙芝居・玩具・広告宣伝の各界の自己規制機構の設置を進めること、それから特別の立法措置というようなことを言ってですね、当面は、まあ関係業者の自粛と国民の自覚に期待すると。しかし必要なことについてはだんだんやるんだ、といって青少年保護育成条例あるいは育成法案というものが考えられるようになってきます。

そういう経過の中で、日本新聞協会はこういうふうに行ったか。「マスコミを青少年問題の主要因とすることは本末転倒で、決定的原因は一般的社会環境にある。学校・家庭・社会教育を強化、有害文化財への抵抗力をつくることが重要である。不良マスコミ規制は法令によらず自己規制に待つべきである。戦前からの経験によると、一度言論統制を認めれば次第に拡大、国民の自由は危うくなる。表現の自由を制限する法令は、違憲と考える」というようなことを言って、これは相当問題あるぞ、ということを経験から指摘しているんです。つまりそういう状況は、ある意味では繰り返され繰り返され、この年表に第何期といろいろ分けて説明されていますけれども、そうして進んできたというのが今の青少年に対する規制の問題だと思うんです。簡単に言うと、この青少年のためといわれた保護育成、保護のためにあるいは正しく育てていくためにという言い方をするわけですが、そのためにということが実はどんどん規制を強める、厳罰化する、そういうふうになってくるわけです。子どもだけではなくて、親にももしかしたら厳罰を加えるかもしれないと、こういう感じになってくる。これで本当に青少年がのびのび、きちんと育ていけるのかどうかということをおぼろげに考えてみる必要があるのではないかと申し上げたいわけです。

東京では昨年、青少年条例が改正されて強化されました。いろんなことが言われているので若干紹介します。今の楠本さんの報告の中にあつた幾つかの問題もその中に出てきます。代表的な話でいうと、例のブルセアの規制だとか、性風俗関連特殊営業における接客業務へのスカウトの禁止とか、インターネットカフェへの青少年の深夜立ち入りの制限とかが出てきています。

有害図書指定の問題で言いますと、東京で有害図書に指定されると実際問題全国にはもういけなくなっちゃいますから、それはもう大変ですよね。それである意味では自己規制が多少強まったようなところはあつたと思います。ビニールをかける、かけないなんて話も随分やってたんですね。そしてその後、今年になって話が出てきたのは、なんと中学生の性交禁止という条例を作るんだという、そういう馬鹿なことを言っている。セックスしていいかどうかということをおぼろげに決めていうね、あんまりそんなこと聞いたことがないと思うんですけども、そういうことを言った人がいるんだそうです。東京の議員さんが何かの中にね。これは一体何なんだろうということなんですかね。

今、子どもたちの自由が非常にいろんな形で奪われているというのは皆さんもご存知だと思います。長髪の問題とか、制服の問題とか、あるいは野球でもほら連帯責任で何か出場できなくなったりするで

しょう、ああいう話もあります。それから、最近では少年法が強化された結果、なんと家裁が、検察から一回送られてきた少年を家裁ではとても手におえないからといって、検察に逆送して、少年を公開の法廷に引き出さないと本人が改心しないんじゃないかという。これも青少年育成のためだということだから、こんな馬鹿な話はないと思います。

他にも、いろんな問題があります。君が代・日の丸の強制というのは、これ心の強制ですから、本人たちにしてみれば大変ですよ。そして「心のノート」というので反省を毎日書かなければならないみたいな、そういうものがどんどん始まっている。これは押し付けじゃないって言いながら、実際には押し付けられている、そういう状況になって来ていますよね。君が代・日の丸の問題でいうと、立たなかつたり、言うこと聞かなかつたりすると先生が処分されるから、卒業式の時に「先生をいじめないで下さい」ということを卒業生が言って卒業していくと、そういうふうなことになっている。こういう環境が果たしてその子どもたちの健全育成のためになるのかどうか、考えてみる必要があるだろうというふうには私は思います。

学校の中のそういう方向での子どもに対する規制はそれだけではなくて、セックスに関わる問題としても出て来ています。この地域でどうなっているかわかりませんが、混合名簿つてありますよね。つまり従来のような男の子が「あいうえお順」に並んで女の子が後から「あいうえお順」に並んでいるというんじゃないで、男の子と女の子を全部混ぜて名簿



を作る、混合名簿というのはだいたいそんな傾向になってきているわけですが、それでも、「そういうものはけしからん」というような話がですね、なんと「男女共同参画推進」ということをやっている所から出て来ているんです。あるいは、障害児を教育する場合にですね、やっぱりセックスの問題って非常に大事ですから人形を使ったりして教えるんですけども、そういうことをやったらこの人形がわいせつだと言って、取り上げて持って行っちゃったという、そういうことが東京で起こっています。

皆さん是非考えて頂きたいのはですね、見せないとか、知らさないとか、教えないとかってということが本当にいいことなんでしょうか。私は抵抗力をつけるためにも、やはり子どもが一定の情報にきちんと触ってですね、そしてその中で考えていく、育っていくということが大事なんだろうと思うんですね。何も最初からそういうことに興味を持たせて、そっちの方向ばかり教えると言っているわけではありません。いろんな情報が入ってくる中で、本当に健全なものだけをフィルタリングできるのかどうかということを考えておく必要があるんじゃないかと思うんです。残虐だから死体を見せないとか、だから広島原爆記念館に連れて行くのは小っちゃい時は止めた方がいいとかって話があります。確かに私は小さいときに連れて行くことはないかもしれないと思います。しかし、一定のところであつたら、ちゃんと見ないとですね、この残虐さというのは自分たちの頭の中に落ちてきません。今バーチャル社会ですから、何でも見たような気になります。しかし、本当のことをちゃんと知るとするのはもの凄く大変なことだし、そういうことのためにメディアが果たす役割というのはもっと大きくなってはいけないうると思うわけです。

この論議をずっと考えていますと、先程子どもたちのためにというところから厳罰化にどんどん進んでいった、というお話をしましたけれども、それは地域を巻き込んで、ある意味では「草の根のファシズム」というと叱られるかもしれませんが、草の根の運動として広がってきているというところに大変難しい問題があります。私たち一人一人がそういうところに気がついていかないと、非常に危ない状況にあるだろうと思います。例えば、学校と警察が、学警連絡会などというものを作ったんです。学警連絡会というのは、それはそれなりに悪いことではないのかもしれない。だけれども学校に必要な以上に警察が入り込むということは、やっぱり気をつけた方がいいだろうなというふうには私は思います。どうでしょう、子どもたちのやった間違いを、犯罪として見るのか、善導するために正していく、育てていくというもっと温かい目で見るとか、ということがやっぱり大事なんだと思うんですね。そういう愛情の中

でしか子どもたちは育たないと思うんです。

子どもの権利条約というものがあって、この条約を日本政府も批准したわけですから、そのことを国内法的にもきちんと固めていくということが義務付けられているんです。その条約の中で、どういうことを言っているかということ、意見表明権というものがあります。「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与える全ての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際子どもの見解がその年齢および成熟に従い正当に重視される。この目的のため、子どもは特に国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても直接的にまたは代理人若しくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる」(『児童の権利に関する条約』12条参照)。実際に子どもの声をどうやって集めて青少年条例を作っていくか、これは難しいことかもしれません。しかし、子どもたちのためにと言うんだつたら、やっぱり子どもたちの意見表明権あるいは、情報に接する権利ということまで含めて考えて作っていかなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

今の議論は、実は世の中の風潮がそのまま結びついているんですね。憲法の改正論というのが今いろいろ行なわれてますけども、その中で家庭というものを憲法の中に謳おうという案が出て来ているんです。国が、「家庭はこうであらなければならない」、なんてことを言うことは、お節介で余計なことなんです。しかし、法律の中には最近そういうのがどんどん増えてますよね、その辺も私は危惧しているところなんです。先程、前田雅英先生の話がちょっと出ましたけれども、道徳というのと、条例だとか法だとかっていうものは違うと思うんですね。それを混同していいのかということがまず一つあると思うんです。我々がいろんなものを決める、考えていくっていう場合に、道徳だとか「あり方」だとかっていうことについては、これは社会全体が考えていく、作っていく、そういうものなんだと思うんです。それを規制の対象にする、つまり法律だとか条例だとかにする。あるいは行政が介入するというのでいいのかどうか、どこまで介入すべきなのかということを考えることが大事だと思うんですね。そして、さらにプログラム規定みたいなものだったら、何とかしなさいっていう位だつたらいいかもしれません。しかし、それに罰則をつけるということになるともっと問題が多いと思います。つまり、今の青少年条例問題にはそのぐらいの三つの段階があるんだろうと思うんですが、そういうもう少し根本に帰って議論をしてみる必要があるんじゃないかと思っています。

だいたい時間だと思しますので、お終いにします。



<佐々木>

こんにちは、神戸学院の佐々木と申します。改めて宜しくお願いします。刑事法および少年法を勉強しております。

脱線しがちになりますので、レジュメを作ってみました。これ20分でお話しするのはちょっと手に負えませんので、要点だけお話ししたいと思っています。コメントメモとして1,2,3三つの課題を掲げました。先程楠本先生の方から、条例についての個別の論点について問題を指摘して頂きましたので、私はその問題を少し大きな観点から捉えておくことも必要だろうと思って準備をしてみました。

一つ目は、この健全育成に関する法や政策の大きな枠組みが、今変化をしてきているということをご紹介したいと思います。それから「健全育成」という言葉、かなり手垢にまみれた言葉でもありますが、その言葉について若干その法制度との関わりで触れたいと思います。二番目には、「青少年問題」というふうにごこのタイトルにもありますが、少し読み替えて「思春期問題」という形で置き換えたときにどんな問題が出てくるのかということを考えるべきなのかなとも思います。それから三つ目は、丸山先生にも先程ご紹介頂きましたけれども、国際的な指針の中で今改めて子どもの存在を社会的な存在としてどう考えるべきなのかという点について、指標として国際的な枠組みというものを視野に入れておく必要があるのかなとも思います。ただ、二点目三つ目は、時間の関係で後半の個別の討議にまわす可能性もありますので、事前にご了解頂ければと思います。

まず、第一点目の、青少年条例を含めて、健全育成政策の大きな枠組みについてご紹介をしておきたいと思います。三点指摘しておきたいと思います。この健全育成をめぐる問題は、従前社会政策の枠組みで行なわれてきました。しかし、現在、総合的な治安政策の中で位置付けが明確になってきております。その意味では、この健全育成政策というのは大きな転換点の中にあるということをご指摘したいのが一点。それから、その大きな転換点の中で実は『青少年育成施策大綱』というのが2003年に策定されています。この青少年育成施策大綱に基づいて現在の各自治体、日本の国レベルでの青少年育成政策は立案されています。さらにこの育成施策大綱の中には、立法提案が沢山含まれています。とりわけこの青少年問題に関する立法提案はかなりの数にのぼります。その点で基本法の機能を実は果たしていながらも、この基本法をチェックする機会が我々にはないという問題を指摘しておきたい。三つ目は、実はこの青少年育成施策大綱の元になるものがあります。それは「青少年の育成に関する有識者懇談会」というところが出した報告書です。この報告書に基づい

て青少年育成施策大綱は作られています。しかし、この有識者懇談会で提起した報告書の実質的な部分は、大綱の中でほとんど触られていません。報告書を無視する形で育成施策大綱は作られています。その育成施策大綱に沿って、各自治体の政策が今進行しているということになります。以上の三つの観点からお話をしていきたいと思います。

まず第一点目の、「社会政策から総合治安政策へ」という枠組みですけれども、少し従前の青少年育成政策の枠組みをご紹介しておきたいと思います。先程、丸山先生からもご紹介頂きましたけれども、中央には「中央青少年問題協議会」という所がかつては総理府に設置され、大臣に答申を出します。これが青少年政策の基本的な指針を示すものになります。この指針に従ってその実施機関が各自治体に政策を下ろしていくという形態をとることになります。各自治体では「青少年育成審議会」等の審議会が形成されて、そこが改めて各自治体ごとに施策を打ち出していくという枠組みをとることになります。

この、国レベルでいいますと青少年育成問題協議会ならびに育成審議会で作された枠組み、実は、どこがその政策を担うのかというところをみると、その実態が見えてきます。この審議会の答申に基づいてその施策を運用する実施機関として総理府の下に設置されたのが、例えば、「非行対策推進連絡会議」というもので、それが青少年問題協議会で出された答申を具体化していく実施機関になります。この名称が示すとおり、実は青少年育成対策の中心は青少年の非行問題対策だったということが良く分かります。なおかつ、これは総理府の中の社会政策部門を担う部局に設置されているということになります。

レジュメでご紹介したとおり、政策課題は、大きく分けると非行対策の問題、そしてもう一つは有害環境規制、この二つがメインです。従前、この少年非行対策と有害環境規制の二つを軸にして総理府が中心になって施策を推進して来ました。この有害環境規制は実質的に各自治体の「青少年育成条例」という言葉の中で実質化されたり、「保護育成条例」というふうになってみたり、時には「青少年愛護条例」といったように様々な名称でその施策が展開されますけれども、実質は有害環境規制です。この有害環境規制も当初は「この本はわいせつである」、「この本は有害である」という形で一冊を取り挙げて指定をしていく形式でしたけれども、徐々にそこから対象が広がっていきます。この一冊という「点」の規制から、例えば学校の周りだとか商店街の周りでは有害な図書は販売しないという形で「ゾーン」への規制という形に展開をします。さらに現在、有害環境規制は、環境を浄化しようという「環境浄化」規制に名称が変化してきています。点からゾーンへそして環境の浄化へという形で政策の変化が

みてとることができます。こうした観点から少し整理をしてみますと、従来の青少年育成政策は実はもぐらたたきの形式をとってきました。問題が生まれた時にその問題に対処して政策を立てる、新たな問題が生まれる、そしてまた対策を立てていくという形で、問題化対応のスタイルをとってきました。このスタイルの良い点、悪い点ありますけど、今ここでは触れません。レジュメに書いたように、トピックの問題化と改善のサイクルのプロセスが正に従前の青少年育成政策のあり方だったと言うことができます。

しかし、こうしたあり方に今少し変化が起きています。そして、この変化は先程紹介をした「どこが担うのか」ということと密接にかかわっています。実は1984年に省庁改変があって総理府は総務庁になりました。総務庁になってその名称が示すように「青少年対策推進会議」という所がこれを実質的に担いました。それ以前の非行対策推進連絡会議と名称はほとんど変わっていません。青少年対策推進会議が総務庁の下に設置されて青少年対策推進要綱という大きなその推進のメルクマール、指標を使って政策が展開されていくこととなります。あくまでまだ青少年に対する対策という観点がかなり強く意識されています。さらに、2000年に中央省庁等改革基本法ができて省庁が大きく変わっていきます。これには、小泉さん等の構造改革の問題が背景にあります。この省庁再編により、2001年に内閣府ができました。従前の総務庁は総務省という形でそのまま引き継がれます。しかし、この青少年に対する部局は内閣府に移行されます。この内閣府の下に設置された「青少年育成推進会議」の推進母体、推進機関として「青少年育成推進本部」が設置されます。2003年のこと



です。この推進本部のメンバーは内閣総理大臣をはじめとして内閣のメンバー、大臣が構成メンバーになります。実質的な推進は「青少年育成推進副本部」という所が担います。その副本部に内閣府の関係省庁の課長たちが出てきて政策を練り合わせます。この内閣府の課長連絡会議が実は実質的な政策の推進役になっています。ここの中心に入ってきた調整官は、実は内閣府の下に設置された警察庁を管轄する国家公安委員会の管轄の課長で、この青少年問題の中心的なコーディネーター役となっていくことになります。

こうした観点の中から出てきたのが2003年の青少年育成施策大綱です。この青少年育成施策大綱は明確なメッセージを持っています。それは、21世紀社会、21世紀国家、その担い手たる青少年の育成ということを示します。21世紀社会と国家のあり方を示すとともに、その社会を担う青少年、子どもたちはいかにあるべきかという形で明確に位置付ける。こうした観点の中から青少年育成大綱が具体的な立法政策を打ち出し、あるいは政策を積極的に打ち出してくるということになります。

この青少年育成施策大綱が作られる背景がありますので、若干紹介しておきます。経過の中で二つ重要な背景があります。

一つは、経済界の状況があります。経済同友会という大きな経済団体がありますけれども99年の6月にある一つの文書を出します。『志ある人々の集う国、志を育て、尊重し、達成できる新しい日本を目指して』という大部な文書です。経済同友会はこまめにこうした文書を出して、実は99年以降、学校教育はどうあるべきか、あるいは若者の就職はどうあるべきか、企業はどういうふうな青少年をとるべきか、といったことを積極的に文書として出します。経済同友会は毎年のように年間2,3冊のリポートを出しています。経済同友会の凄いところはそれを実際に調査をしたり、傘下の企業に積極的にその政策提言をしていくところでもあります。こうした経済同友会が正に「志しある人々を育てる」「その人々が集う国」というイメージの中で提起する人間像は、おそらくみなさんにも想像できると思います。関心のある方は経済同友会のホームページの中に資料がありますので、ぜひ読んでみて頂ければと思います。結構インパクトのある文章です。

さらにもう一つの経済団体である経団連は、2000年に『グローバル化時代の人材育成について』という文書を出します。この経団連はさらに、この2000年のリポートを受けて2004年に『21世紀を生き抜く次世代育成のための提言』というのを出します。「多様性、競争、評価を基本にさらなる改革の推進を」と訴えます。この文書の中で、例えば「グローバルに展開する競争に勝ち抜く」ためには、「物事の本質

をつかみ、課題を設定し、自ら行動することで、問題を解決していける存在」を育てるべきだという提案をします。翻って今の現状については「社会生活の基本的な資質を持たない青年が増加をしている」という形で警鐘をならしています。つまり生活のルールや社会的な活動に充分馴染めない青少年の現状を嘆きながら、グローバルな大競争時代を勝ち抜くための人材を育成すべきだということで、経済同友会同様、教育改革あるいは政治改革、金融改革すべて含めて日本のあり方全体の改革を提起することになります。21世紀の大競争時代の日本社会のイメージを提起しながら、それを担うべき人材という青少年像を正に明確に打ち出してきていると言えます。

こうした背景があった上で、実は政府も構造改革路線の中で同じメッセージを発します。例えば、02年の中央教育審議会が「教育改革に関する提言」の中で教育のあり方を抜本的に見直すべきだという同様の教育改革提言をしました。

さらに、こうした経緯の中で警察庁が、矢継ぎ早に様々な政策を展開してきます。2003年の8月、9月、12月に、相次いで今後の警察活動の指針となる重要な文書を出してきます。「緊急対策治安プログラム」の中では、「今日の治安は危険水域にある」ということを、レポートの冒頭の最初の言葉で述べます。かなりインパクトのある表現です。そして、そうした治安情勢の下、安心して暮らせる安全な社会の確立が必要であると述べました。そしてこの安全を脅かすものとして、2つの存在を挙げます。それが少年非行問題と外国人です。まさに21世紀の豊かな社会を揺るがしかねない問題として、少年非行問題、青少年問題が提起されています。一方でその担うべき青少年像を提起しながら、その枠からはみ出た者に対しては、その豊かな社会に対するリスク要因、つまり不安を掻きたてる要素として、かなり厳しい対応をしていくということをメッセージとしてこの中で発することになります。

2003年の9月には鴻池国務大臣が個人のレポートとして少年非行対策のための提案を行います。この「鴻池レポート」は、本来、青少年育成推進本部の下に設置されたワーキンググループ、有識者会議がありまして、この人たちが一生懸命非行問題対策を議論していたそのプロセスの中で、こういう生温い状況では十分な対策がとられないということで、政治家鴻池のメッセージとして発表するというので、急遽その審議会で議論していたことを個人のレポートに作りかえて出してきたものです。この非行対策レポートの中では立法提案がかなり積極的にされます。現在提起されているのは、14歳以下の少年も少年院に入れるようにしましょう、あるいは、児童福祉の領域であった14歳未満の少年についても警察の調査を優先しましょう、少年院のあり方を抜本的に見直

しましょう、児童福祉施設としての児童自立支援施設を非行少年ではなく純粋な福祉のための施設にしましょう、といった内容で、広範囲に及んでいます。

こうしたことから今日、青少年問題対策の担当部局が内閣府に設置されたことによって治安の問題と青少年問題がワンセットにされて積極的に提起されています。その推進役が青少年育成施策大綱ということになります。この青少年育成施策大綱の中には、今回三重県が青少年条例で規制しようとしているすべての論点が盛り込まれています。こうしたことからすれば、この青少年育成施策大綱自身がしっかり議論されてしかるべきだと考えます。しかし、この青少年育成施策大綱は、ほとんど議論されることなく、実質的な立法提案機能を、すなわち基本法的な機能を担っているという問題があります。

レジュメの二番目で、青少年育成施策大綱の基本法的機能ということを書きました。「大綱」というのは本来どういうものかと言いますと、元々基本法があって理念が打ち出されます、基本法の中で私たち日本では子どものために青少年育成にこんな観点でアプローチしますという基本的な理念を提示します、その理念の具体化として作成されるのが大綱です。この大綱は理念に基づいて行政機関が策定します。しかし青少年問題について基本法は現在存在しません。04年に中曽根元首相だとかが基本法を議員立法の形で提案をしました。しかし、審議未了で廃案になりました。この基本法(案)は、極めて規範主義的な要素の強い形のものでした。自由民主党の議員からさえも極めて保守的な色彩の強い基本法だというコメントが発せられています。その点からすれば基本法無き大綱として青少年育成施策大綱が存在している。行政ベースでその立法指針等の策定が進んでいる、ということになります。行政ベースの中で、従来 of 社会政策を担ってきた機関ではなくて、治安政策を担ってきた機関が立法政策等の立案を担っているという現状について、きちんと理解をした上で問題を考える必要があるんだろうと思います。どこでそれを考えるかといったら、条例もそうですけれども、条例の内容の議論とともに、条例が制定された後、運用が誰によってどのようになされるのかという運用の問題をきちんと検証しておく必要があると思います。

なお、この青少年育成施策大綱については国連の子どもの権利委員会というところが意見勧告を出しています。この青少年育成施策大綱は、これまでにない、日本にしては良い仕事をしましたと一応褒めました。総合的な施策大綱を作ったことは褒められました。しかし、その育成施策大綱には国際条約としての子どもの権利に関する視点が全く欠けているとして、この施策大綱を順次市民的な関与の下で社会的議論をして見直すべきだという勧告がされてい

ます。そうした国連機関の勧告も素材にしながら、育成施策大綱の個別の論点に対するチェックが必要なんだろうと思います。

最後に、実はこの青少年育成施策大綱の元があります。施策大綱の必要性を提言したのは実は有識者懇談会です。2003年に青少年育成推進本部が設置されるとともに、本部長である総理大臣の命令で内閣官房長官直轄の有識者懇談会として立案せよということになって、懇談会が設置されました。それが「青少年の育成に関する有識者懇談会」というものです。その懇談会は半年後に報告書を出します。この報告書が大きな総合的な育成施策大綱を作るべきだと提案したのです。

この有識者懇談会の報告書の基本的な部分で、実は重要なことが触られています。従来、健全育成という施策がずっと展開されてきたにもかかわらず、「健全育成とは何か」ということを一度も提起をしたことがありません。この健全育成とはどのようなものなのかについて、この報告書が初めて踏みこんだ形で規定をしました。「健全育成」とは、「今を充実して生きることとともに将来に向かって試行錯誤の過程を経つつ、一人前の大人へと成長していくことを支援するという長い時間軸を持った総合的な営み」である。初めて「健全育成」が政府の文書の中で規定されました。その上で、「大人にできること」というのは「子どもに対して様々なやり方を教え、力をつけるために訓練や自己探求の機会を保障するとともに、失敗しても立ち直れるよう支えることである」ということを規定します。さらに踏みこんで、「育成とは大人が一方的に働きかけるものでもなく、双方の信頼、子どもと大人の信頼を前提とした努力を必要とするものとなる。青少年が既存の大人の社会を理解し適応するだけでなく、大人の社会も新しい文化を持つ青少年を理解し受け入れられるように変化しなければならないし、成長する環境としてより良い望ましい方向に変化する努力を怠ってはならない」と言っています。このように、大人と子どもが相互の信頼の下で互いに働きかけ、理解のきっかけを作るといった大人と子どもの相互の関係性を指摘した初めての文書です。

政府は今まで健全育成に対してこういう文書は作っては来ませんでした。曖昧なままにしてきた経過があります。有識者懇談会の報告書が打ち出したこの「大人と子どもの相互の関係性」は、国連の子どもの権利条約の基本的な発想と相通ずるところがあります。子どもの権利の保障と密接な関連があります。こうした点からすれば、改めてこの青少年育成政策全体をどういう観点で見ればいいのかという指針が実はここにあるというふうに考えます。しかし育成施策大綱は、この文書をすべて取り扱いましたし、具体的な青少年育成推進施策の中にもこの

文書を入れ込んでいません。こうした経緯を経て、青少年育成施策大綱といういわば理念を欠いた大きな枠組みの中で、今自治体で議論が始まっているということになります。私たちは、いったいどんな観点からこの議論を組み立てていくべきなのかということ、この懇談会の報告書の一つのメッセージの中から読み込んでいっても良いんじゃないだろうかという気が致します。

予定の時間をちょっとオーバーしてしまいました。これで終わります。

< 中沢 >

久しぶりに大学の先生の講義、二人分聞いて、ちょっと緊張しました。

私は現役の臨床の精神科の医者です。前半20年間ほどは農村を舞台に統合失調症（分裂病）の人たちの在宅医療をやってきました。後半の人生は一転して東京のど真ん中の総合病院で若者をずっと相手にしてきました。ボーダーライン・パーソナリティ・ディスオーダー（borderline personality disorder = 境界性人格障害）というのは知ってますか？リストカットしたりする人とかですね、あるいは最近では引きこもりとか、家庭内暴力とか非行とか、そういう人たちが次々来るわけですね。精神科の楽しいところというところへんですけど、とても楽しいところはですね、世の「はしり」が来るんですね。おもしろい子どもが来たなと思うとですね、5年後くらいに大体みんなそうになっていくんですね。そういうふうな臨床の中で私がずっと考えているのは、「人間というのは変な動物だな」ということですね。何が変だかって思うかということ、幾つもあるんですけども、三つぐらい挙げてみます。

一つは赤ちゃんというのは「未熟児」で生まれてくるということですね。正常産でも未熟児なのです。ふつう親と同じ格好をして生まれてくる動物というのは、生まれるとすぐ餌を探して立てるんですね。親と異なるのは立ってないですね。人間も、もう少し熟産すれば生まれたとたんに歩くはずなんですね。直立歩行するため骨盤が狭くなり生理的に早産にならざるをえないのです。そのために、人は一人前にするまでももの凄く時間がかかる動物ですね。非常に長い動物です。普通何とか手がかからないようになるまでに5、6年かかるのですが、最近は30歳になっても手がかかりますね。

二つ目、人間と猿の赤ちゃんを一緒に育てた人がいるんですが、3歳までは好奇心は圧倒的に猿の方が早いんです。発達も早いんですね。でも猿は3歳過ぎてしまうと興味を失ってしまう。人間は3歳過ぎてても好奇心の固まりなんですね。どんどんどんどん好奇心のままに行動する。もう少し言いますと、非現実的な空想とかですね、夢とか、こうなったら良いだ

ろうなという赤ちゃんの夢みたいなのを何歳になっても引きずって生きているということですね。

三つ目、これが一番大切なんですが、争いをした場合に同属殺しをするのは人間とチンパンジーだけだということです。他の動物は、同属殺ししません。ライオンでもなんでも、争って優劣がつけば、ギブアップのサインを出すとすぐ自動的に攻撃本能が止まります。とどめを刺すことはないんですね。ところが人間はとどめを刺してしまいます。それはもう人間の遺伝子にインプットされていることですね。放っとくと、どんどん殺し合うわけですね。だから殺し合わないような子どもにまず育てるということが大切なことになります。

そういう点で、灰谷健次郎さんは、カン違いをしています。あの人は赤ちゃんは白紙・エンジェルだと思っているんです。世の中が汚すと思っているんですね。そのことも、反面事実なんですが、実は人間そのものに、そのまま野放図に成長させると相手を殺してしまう、そういう本能がインプットされているということです。だからよく乱暴な男の人を「あの人嫌い、動物みたい」と言いますよね。「動物」は迷惑していると思いますよ。人間が一番兇暴なんですから。

人間は社会を構成して進んでますから、生まれた以後、その社会の構成メンバーに何とか組み入れるために手を変え品を変え、まあ家庭での躾からはじまって、学校教育、隣近所のおじさんおばさんの力とかですね、さらには法律から宗教まで持ち出されてきてですね、重層的・総合的に社会の構成員にはめ込まうとするわけです。それでも、なかなかめ込まれないのが人間ですよ。有史以来、殺人絶えたことなし、戦争終わったことなし、というのが現実です。我々人類、人という猿ですね、この不思議な猿ということをお私はいつも考えているんですね。皆さん猿といわれると嫌だと思っんですが、こんな凶悪な猿はいないんですね。人間は生来凶悪な猿なんだということをお考えて欲しいんです。つまり赤ちゃんを今の世界に適応させることは大変なことだ。非常に努力がいるということですね。大人はすぐ「今の子どもはだめだ」と言いますが、約3000年前に刻み込まれたと思われるメソポタミア、今のイラクから出土した粘土板の中には「今の子どもは困ったものだ」と書いてあるんですよ。その頃からそういうふうなんです。つまり今の佐々木先生の話と同じように、大人はいつもこう子どもに乗り越えられていくんだと思っんですね。

そういうふうな点で、どうにもならない赤ちゃんが一人前になっていく、自分をセルフコントロールしていく、あるいは協力していくとか、社会の一員になっていく上で一番大切なリンク、通過しなきゃいけないのはですね、先程佐々木先生が強調されて



いましたように、このヘテロジーニアスな (heterogeneous=異質なものから成る)「群れ」なんです。子育てっていうのは「群れの文化」なんですね。親や学校の教育力や躾なんて高が知れているんです。子どもどうし、一部大人も混ざった子どもの中で揉まれて、どこまでが許されるか、どこまでやったら許されないとかですね、あるいはそういうふうな中で自分の気持ちを言語化することを覚えていくわけですね。そういうふうな群れは、ここに並んでいる私たちの世代の時には「近隣」にあったんです。その群れが、今全部すっとなんでしまったと、無くなったと思います。子どもは今群れてませんよね。近隣はもちろん、遊びや学習でも群れていないですよ。かつての群れ、試行錯誤を許してもらえ、大人社会のシミュレーションみたいなことをやって、ここまでやったらだめだと上から怒られたり、隣のおじさんから怒られたりという、そういう大人になるために、あるいは社会人化、社会的存在化するために絶対に必要な部分というのがなくなっちゃって、ミッシングリンク (missing link=系列完成上欠けているもの) になっているわけですね。それは誰が悪いんだといったら、大人が悪いわけです。子どもが少くないこと、少子化もありますし、両親の長時間過密労働で、そんなことをやっている暇のある両親がいないわけですね。近隣も形成されない。一人一人が疲れて帰ってくるから近隣となんか付き合っちゃいけないという、そういう社会を作ったわけですね。1960年代くらいからの日本の住まい方の歴史をみるとですね、かつて隣近所で共有していたものを全部家の中へ取り込んでいく歴史です。まず洗濯場、遊び場としての広場、お風呂、銭湯ですね、それから

テレビ、ラジオ、みんな家の中に引き込んでしまったんですね。そういうのを称してライフラインというのです。今では、家の中だけでなく、子どもたちは自分の一部屋に引き込んでしまっているわけです。そういう意味で、大人自体が引きこもり状態なんです、今ね。「社会的引きこもり状態」です。

そういうふうな状態を何で合理化したかという、プライバシーなんですね。「プライバシーを守れ」、今はプライバシーというと水戸の御老公の印籠みたいなものですよ。そこで何を失ったかという、豊かな放っておいても子どもが育つ近隣を失った。同時に、最も大切なライフラインである、人と人との繋がりを失ったんです。だから今はどこにどんな形で住んでも、何年住んでもそこが「故郷化しない」んです。自分の故郷にならない。いつまでたっても（私なんか）下宿に通っているような感じですね。

もう一つは、他の先生が仰っていたように、ネット社会とバーチャルリアリティが氾濫していますから、これがまた「ヒト化」を遅らせてしまうということです。特に現実と非現実の区別がつかなくなっている子どもがいっぱいいます。現実と非現実ということでは、さっき言ったように、いくら年をとっても非現実を楽しめるのが人間の一番良い所なんですよね。映画だとか色々なものを楽しむ。非現実の世界を楽しんで生きているわけですよ。しかし現実とははっきり区別してますよね。人を殺してはいけない、どんどん人を殺す映画は非現実なんだとわかっているわけなんです。今はシャワーのように映像文化やバーチャルリアリティを浴びていますから、子どもには、どれが生きているのか、どれが死んでいるのか、よく分かんなくなっています。

生きるということはどういうことか、ということも分からなくなっています。いくら動かそうとしても動かない現実というのは三つあるといわれているんです。一つは命の一回性ですね。二つは時間の一回性。こうして皆さんとご一緒しているこの物理的時間はもう絶対戻ってこないということです。だから一期一会ということが言われるわけですね。三つめは、この二つから規定されるのですが、人間が生きていくということは“結構苦しい”ということです。だって飯食って糞して死ねばいいわけじゃないわけですから、一回しか生きられないことを自覚した以上、いかに生きるべきかということが絶えずついてまわります。そういうことも、区別があやしくなっている。一番の現実の現実である「生き死に」ということも飛びそうです。ゲームをずっとやってるとですね、ボタンを押すと生きちゃうんですからね、リセットボタンを押すとですね。たまにやるのは良いですけど、一日3時間4時間やってたらね、もはやこの人を殺してもね、楠本先生を殺してもまた明日の朝起きてくると思う子どもが出て

もおかしくないじゃないですか。

これは、子どもに現実と非現実を峻別する壁がなかなか出来てこないということです。あるいはできても粗悪品であって、あっち行ったりこっち行ったりしている。こういうふうな社会は、「レジャーランド型社会」というんですね。産まれるとか、老いるとか、病むとか、死ぬとかということは全部隠蔽して、隠してしまって、楽しいレジャーランドのような、ディズニーランドのような社会が目の前に展開しているんですね。実際皆さんは自分たちの食餌は、ウサギでも豚でも何でも、自分で絞めて食材を作っていないじゃないですか。食べるばっかりになった食材しか今食べてないでしょう？誰が豚を殺しているかも考えない。そういうことがずっと続いているんですね、皆さんは誰かが殺して豚肉にしてくれるんだって分かってますけども、子どもたちは分かんない。具体的にはどういうことかという、牧場の羊を見ると子どもたちは「まあかわいい」と言いますよ。「まあ美味そう」と言うのはモンゴルの少年くらいです。その牧場の牛とステーキ用の肉の間が、知識としては繋がるんですが、感覚的に繋がっていません。ステーキ美味しそうに食うんだけど、牛を殺してステーキ肉を作れという絶対できない。

そういうふうなことからですね、ここからちょっと飛躍して私の空想で言うんですが、大人目から見れば、子どもの非行の特徴は低年齢化、凶悪化それから動機の希薄さあるいは起こるはずのないところで起こる、ということですね。このあいだ朝日新聞に「教師相手の暴力が増えた」と出てました。それから「札付きのワルではなくて普通の子が起こす」ということが言えると思うんですね。ちょっと解説を加えますと、学校の中で教師に暴力を振るうというのは、僕にはすぐに分かるんですね。だって、隣と付き合わないから、付き合ってる大人というのは自分の親しかいないんですよ。自分の親は、子どもが少ないから、甘えたり、すねたり、反抗が当然なんですね。だから親が大人のモデルに成り得ない。昔のように隣近所があれば、隣の家に行くと違う親、違う母親違う父親がいる。親というものはこういうものだ、大人というものはこういうものだという学習ができるわけなんです。今の子どもは学習ができていませんから、自分の家のお母さんと同じつもりで学校の女の先生に歯向かって、ちっとも不思議じゃないんですね。

それから「ワルではない普通の子が起こす」ということについて言えば、特別悪い子が起こすわけではない、そういうふうには仕立てあげられているだけなんですね。しかし、多くの少年事件では捜査段階で、特別な子である、前からこういうふうなことをやってたんだ、ということにして、特殊な子に仕立てあげる傾向があります。なぜかという、そうし

ないと「自分」が不安なんです。大人は「やっぱり特別な子なんだ」というふうに決めつけたいわけですね。大人の観念の中には、世の中には悪い人がいる、あるいは接すると悪くするものがある、それに接させないようにすればいいんだという考えが牢固としてあるんですね。その反面、我が子は良い子なんだという考えを持っているんですね。まあ「朱に交われれば赤くなる」ということですね。しかし「朱に惚れ込めば赤くなる」ということもあるんですね。じゃあ、その朱を作っているのは誰なのよ、ということになりますよね。

元に戻って、子どもの凶悪さという点について言うと、これは凶悪化じゃなくて是非の判断の未熟さ、その辛さに耐える力の未熟さにしか過ぎないんですね。子どもは別に悪いと思ったり、承知でやっているわけではないんです。私は、医者になって以来ずっと老人や老人の呆けをみてきたんですが、自分が歳をとってつくづく思うのは「俺は初めて老人をやっているんだ」ということですね。同じように、子どもにしてみると、産んでくれとも言わないのに生まれてきちゃって、今初めて子どもやってるんですよ。これが二度目三度目の子どもやってるんだったら、規制しても何しても良いと思うんです。でも、初めてやってるからですね、比較対照しようがないんですね。同年齢はみんな同じことをやっているわけですから、縦社会で上の方から何か言っても、それはなかなか入らないのではないかという気がします。

次のセクションに入るために、私いくつか言いたいことがあるんです。さっき「健全育成とは何か」って仰いましたね。私も子どもの健全さ、健全に育つってどういうことだろうといつも考えています。その健全さってというのは、なんか理想だとか道徳だとか信仰だとか、そういうのとはとりあえず別だろうと思うんですね。私が考えた健全というのは、もの凄く控えめな定義、定義っていうかな、四つ考えました。一つは、自分のことは自分で決められるということです。逆に言うと、結果が凶と出ようと吉と出ようと耐えられるということです。二番目は、相手の立場に立って物事を考えられるということです。三番目は、冷静にディベートできるということです。四番目は、自分の命も他人の命も大切にするということで、この四つがあれば後はどうでもいいんじゃないか。最低この四つだけあれば、理想を持って気高く生きるなんて言わなくていいんじゃないかという気がするんです。後で、討論の素材にして下さい、皆さんを挑発しているわけですから。

もう一つ考えていただきたいのは、先程の条例改正の「暗黙の了解」という中に、小さな逸脱行為を放置しておくとか非行や大犯罪に至るという「前提」が隠されていますよね？暗黙の了解ですね。それが

一体本当に正しいかどうか、私の前半の話から皆さんに考えて欲しいんです。例えばお母さんたちが、「嘘つきは泥棒のはじまり、私だけには嘘を言わないでね」と言いますよね。冗談じゃないですよ。嘘つきは親からの自立のはじまりですよ。大人や親に内緒の世界を持たない子は絶対に自立できないですよ。また小動物をいじめたり殺したりすると殺人者ができあがるということが、神戸の「少年A」なんかで盛んに言われましたね。それは本当でしょうかね。私なんか散々殺しましたけれども、まだ殺人を犯してません。小動物を殺すことによって、生き返らないんだということを感じるわけですね。生き死にというのは実物教育なんです。だからおじいちゃん、おばあちゃんの死ぬ姿を見せて、死に水を取らしてやる必要があるんですよ。皆さんできるでしょうか？

もう一つ言っておきたいことがあります。「やらしたくない」ことがあれば、僕は無くせばいいと思うんです。変な個室やゲーセンやカラオケボックス、そういうのが心配なら無くせばいい。これを大人の例でいいますと、アルコール依存症ってあるでしょう、アル中ですね、我々にとっては大変な病気ですが、これはいくら個人を相手にしても治りません。絶対に治るって方法があるんです。イスラム教の国に移住させればいいんです。でも、それは行けませんよね。じゃあ酒を世の中からしめ出してしまったらいいかということ、これだめなんですよ。かつて禁酒法というのがアメリカで布かれました。一番儲けたのはアル・カポネというギャングで、密造酒を造って大儲けをしたんですね。かつてソ連ではウォッカの値段をうんと高くして酒の被害を防ごうとしましたが、フィンランドに観光に行って大量に密輸入しました。だからそれじゃだめなんですよ。日本で酒が無くなったらアル中は減るでしょう。日本で酒がどうして飲まれるかということ、一番は現実の世界に疲れてへとへとになって癒しのために飲むんですね。それは、酒がなきゃ困りますよね。それを何とかするには、酒なんかには走らなくても癒しがあるような生活があればいいわけですよ。子どもでいえば、ゲーセンや何かに行ってガチャガチャやるよりも、もっと心躍るもの、何があるかわかりませんが心躍る体験があればいいんです。私たちの頃だったら、ちょっとした悪戯とか団結するとか、共謀してちょっと悪いことをするとか、もっと心躍ったんですよ。そういうふうなものがあれば、つまり達成感、もっと達成感のあるものがあれば、お酒に走らないわけですね。さらに言えば、それでも人間はやっぱり好奇心を持った動物ですから、悪いことやってみたいんですね。悪いことくらい楽しいこと無いんですよ。やってみたい。しかしその時しっかり、この社会ではやっちゃいけないんだって是非の

判断が確立していれば、やらないはずなんですよね。お酒に例えて言えば、適宜飲んで大量に飲まないというのが勝利なんです。私はアルコール依存症を克服した人は断酒した人だとは思ってないんです。酒に飲まれないように適当に美味しく飲める人がアルコール依存症を克服した人だと思うんですよね。この条例もね、その辺をねらって欲しいなというふうに思うんです。

持ち時間を超過しましたね、以上で終わりです。

<楠本>

先生方の話された内容をそれぞれ皆さん聞いていて、そうだなと思うところと、何言ってんだ違うというふうに感じる場所があったと思います。この問題は人によって意見が非常に対立するというか、考え方の違いが沢山あるという点が面白いところだと思うんです。それで皆さんには、その違うと思ったところを質問用紙にお書きになって前の方に持ってきて頂きたいわけです。それを後半の質疑応答の中で取り上げて話し合っていきたいと思います。もちろん我々に与えられた時間の中で意見の対立が解けるとは思っていません。お互いに相手に対して意見の違いを際立たせるということ、それも意味のあることだと思いますので、是非率直な御意見を質問用紙にお書きになって前の方に出して頂ければありがたいと思います。

それでは休憩にしたいと思います。50分から再開します。

## 後半 - 質疑応答

<楠本>

いくつか質問用紙を頂いております。ありがとうございます。頂いた質問から我々で答えられる範囲でいくつか触れていきたいと思っています。まず一人の方が から まで三つ質問を出されています。一つ一つ取り上げたいんですが、まず第一の質問は、「審議会では薬物問題に対して議論はなかったのでしょうか、また諮問自体なかったとしたら現在の青少年の薬物問題に対してご意見をお聞かせ下さい」という質問です。今回の審議会でも子どもたちの薬物の乱用の問題について直接それにどう対応するかというような議論はありませんでした。ただ、暴走族と同じように非行を助長する集団の規制ということで、薬物を使用するということの特徴とするような非行集団の規制をどう考えるかという議論はありました。それは先程言いましたように、暴走族について暴力団が背後にいて暴走族からお金を吸い上げているのを何とか規制しなくてはいけないということを条例

の改正案の中で議論しましたけれども、その中で、もしも子どもたちの非行集団の中で薬物を乱用している集団があったとして、その薬物を乱用している子どもたちを暴力団が容認してやる代わりにお金をいくらか上納しろとかがあっていう、そういうふうなものがあれば今回の条例の改正案の対象になりますけれども、子どもたちの薬物乱用の問題それ自体を扱うような議論はしてきませんでした。

青少年の薬物問題に対して何か意見をということなのですけれども、中沢先生何かご意見おありでしょうか？

<中沢>

私はこれは採り上げて欲しいですね。政府とかあるいはその審議会の委員が知らないんじゃないのかな、実態は恐ろしいですね。埼玉県の場合でいうと中学生の約10%ですね。薬物といっても覚醒剤（シャブ）とかコカインとかそういうものだけでなく、普通に治療薬として使われているものを、眠れないとか、こういう病気なんですって合法的に処方してもらって、それをまわし飲みをする、酒と一緒に飲むというところが非常に行われています。ADHD（attention deficit hyperactivity disorder）って知ってますか？注意散漫多動症候群、私もそうだなって人いるかもしれないけども、そういう人の特効薬であるリタリンという薬とか、それから、不安の時に使う睡眠剤とかなんかを乱用する、常習的な使用者が沢山います。ちなみに、一番よく使われている、ラリることのできるハルシオンとかユーロジンとかいうのは、新宿で一錠300円で売れます。だから別に暴力団と結びついていなくても、普通の子どもたちがラリるために使うということがあるのです。なかなか大変ですけども、これはどうやっりたいかなと思うんですが、まあ入手するのは医療機関ですから、やっぱり医療機関ごとに、





それこそコンピュータをうまく使って、この一人の人がどこかで余計な投与されてないかどうかをチェックしないと、どんどん薬の乱用は増えるだろうなと思います。いい指摘だと思います。暴力団の資金源だけではない、もっと裾野は広いということです。

<楠本>

ありがとうございました。時間もあまりありませんので次の質問に移ります。同じ方が二つめの質問をされています。「少年犯罪と報道に関して、殺人などの事件ではマスコミはセンセーショナルに報道するが、近年「アスペルガー症候群(Asperger's syndrome)」との関係が大々的に報道されることがあります。一部の要因がすべて犯罪に走らせるかのような報道に接すると、いつの時代もそれらを排除、差別しようと社会は動きます。メディア・リテラシーといっても、報道の洪水に接すると流されてしまいそうになります。報道の自由とプライバシーについてお聞かせ下さい」というご質問です。これについては、アスペルガー症候群というような病名にかかわる問題と報道の問題と両方ありますから、中沢先生と丸山先生の両方の意見を聞きたいと思います。

<中沢>

最近、子どもの色々こう訳の分からない、大人の目からどう考えたらいいのか分からないものが出てきますよね。そうすると、こういうのに似ているというのがあって、みんなそこに流しこむという大きな動きがあります。我々でいうとアルツハイマーですけどね、正常な記憶力の低下でもすぐアルツハイマー病にされてしまいます。それから今のアスペルガーもそうですし、ADHDといったものとかですね、もっと色々なものがあるんです。医学的診断ではなくて「モラトリアム症候群」「青い鳥症候群」などマスコミ用語に流しこまれることがあります。それから診断を自分で付けて来ちゃう子がいるんですね。「私、アダルトチルドレンです」とかね。そういうふうな現象を一つの概念にして、すべてそこに押し込んでしまう。そして子どもをそこに分類することによって大人が安心したい、一般社会が安心したいという心理が今ずっと働いているんですね。ですから医学的に厳密に見れば全然はずれちゃうのもみんな入れてしまう。「引きこもり」というのもそうです。「引きこもり」と分類すると何か安心するんですけど、何にも解決していないんですね。その辺のところを容認する医療の世界も悪いんですけども、そういう親御さんたちが持っている不安に応える形で一つの症候群や病名をわあっと採り上げて水ぶくれさせるのは、やっぱりマスコミの力が大きい。何とかして下さい。

<丸山>

えっと困りました、どうしたらいいでしょうね。報道の自由という問題からいうと、僕が一番気にしているのは、つまらないことで規制されて本当のことが伝わらないというのは困るというベースなんです。しかし、今の話は、一つの問題に報道が集中してしまっていて実際は間違ってしまうという話ですから、これはもう明らかにきちんとした取材をするということしかないんです。

先生だってその一つのことの説明をしているわけではない。だいたいそういうのが出てきますと、先生は、こういうこともあるかもしれない、こういうこともあるかもしれないと三つくらい要因を挙げます。すると記者が、「その内どれですか」と一つになってしまう部分が報道にはよくあって、やっぱりそういうのが一番問題にされることになるんだろうと思うんです。で、報道が集中して実際に過熱的になって相乗作用をもたらしてしまうっていうのは、ある意味ではそれぞれのメディアが考えなければいけない問題で、このことは間違いないことです。

しかし実際は競争社会の中でやってますから、話がどんどん展開しているときに全く違うものを投げ出すというのはなかなか難しいってということもあるんですね。それは例えば今回の選挙のときに、小泉さんが非常に積極的に、郵政民営化っていうのが大事なんだ、そのことが何か天下分け目の関ヶ原で、これが上手くいかないとうちにもなんないんだと言う。そうすると他の党も、何かそれについて言わないと具合悪いというふうになって走っていったと思うんですけども、その時にどうやって踏みとどまって頑張ってくれるかどうかが、ある意味でのマスコミとしての対応の分かれ目になってくるんですね。

じゃあマスコミだけでそういうことができるかっていうと、これはなかなかできないと思います。でもその中で今回の報道の中にも、やっぱり違う問題があるよってことを言っている人の声を一生懸命採り上げた報道もあったわけですから、力は小さかったかもしれないですけども、やっぱりそういう状況の中でも今何が一番大事なのかということを書いていくということではないだろうかと思っています。

ニュースというのは常に相対的なもので、何か大きなものがあると他のものが隠れてしまいます。逆にいうと大きなものを作って他のものを隠してしまうというのが今回の選挙戦だったわけですが、そういうふうな傾向がどうしてもありますから、少年犯罪なら少年犯罪が起きる、そうすると一種の物語を求めるんですね。解決を求めるんです。それで分かったような気分になりたい、みんな記者の方もそういう要素があると思うんですけども、読者がますますそういうふうな、どうしてなんだろうと答えを求める。でも、そう簡単に本当は答えが見つかるは

ずはないわけですよ。そうするとやっぱり、事実  
に即したことでできるだけ冷静に、ということにな  
っていかざるを得ないし、そのことがいつの時代も  
大事なんじゃないかというふうに私は思っています。

実際にそここのところどういうふうにするのかとい  
うと、私も通信社の整理部長なんてやりましたけれ  
ど、結局のところ、そういう時に「これはおまえち  
よっと違うんじゃないのか、この見方を入れるんだ  
ったら他の見方も入れなきゃだめだよ」というよう  
なことを言うていくことが必要なんです。しかも、  
そういうことは一つ一つの問題で起こってくるわけ  
で、そういうふうなことを皆さんもメディアに対し  
てどんどん発言をしていくということが大事だと思  
います。今までは凄く受け身で、メディアとの関係  
でいうと送り手と受け手というのがはっきりしてい  
たわけですね。しかし、今は送り手と受け手という  
状況ではいけないんだということが、みんなに自覚  
されてきていますし、実際にそうではなくなってい  
てきているわけです。ですからどんどん発言をして頂  
くということがまず基本としては大事だなと思います。

それからプライバシーの問題ですけれども、報道  
の自由とプライバシーという問題の立て方がされて  
いますけれども、プライバシーというのは、ある意  
味では一人一人の個人の問題ですよ。それから、  
報道というのは公共的な、社会全体に対する責任と  
いう問題なんです。ですから本当に知らなくても  
いいことをプライバシーで守るというのは当然です  
けれども、ある意味ではそれを越えたところに、み  
んなが知らなければいけないことはプライバシーを  
超えてしまう場合がある。これをプライバシーとい  
うのは正確ではないと思うんですが、それよりも報  
道の自由が優先されなければならぬということが  
おそらくいろいろあるだろうし、そのことをみんな  
に知ってもらって何とかしたいっていうのはあって  
いいんだと思います。そうすることが社会の連帯を  
作っていくことじゃないかというふうに思うんです  
ね。

この間の尼崎の事故の時にですね、病院も警察も  
被害者もあるいはJRも、被害者の名前を公表しな  
いっていうことをやったんです。それで、被害者た  
ちの中で一緒に何か組織を作って、被害者の会を作  
って、お互いを慰め合ったり、訴えをしたりとい  
うことが、非常にしにくかったという話を聞きました。  
報道も凄く大変だったみたいです。でも、それが本  
当にいいんでしょうか。やっぱり、例えば亡くな  
った人はどうだったのかっていうと、やっぱり自分の  
それこそ一回しか命をかけてその悔しい思いを  
して死んでいるわけですから、その人の思いを伝え  
るといのは、公のためにも一致できることではな  
いかなと僕は思うんです。そういうことで家族の人  
を説得したりなんかして、きっとみんな書いてきて

いるんだろうということですね。

こういうことも、社会をどうやって作っていくか  
ってということの一つのヒントになるんじゃないかな  
というふうに思います。

<楠本>

ありがとうございました。この少年犯罪の報道と  
いうことについては、少年犯罪報道が商品化してい  
るために、まあ言ってみれば犯罪を実際にやった少  
年とマスコミとそれからそれを消費する大衆との共  
犯的な関係が出来上がっていて、実際以上に、その  
現実以上にですね、少年犯罪の問題がクローズア  
ップされているという点は随所に指摘されているこ  
とだろうと思います。

時間がありませんので、同じ方の三つ目の質問に  
移ります。非行少年の立ち直りについての質問です。  
「少年法改正、厳罰化についての議論をよく耳にし  
ますが、少年院退院後などの支援・立ち直りにつ  
いてはあまり耳にすることがありません。どうしてで  
しょうか」という質問で、支援・立ち直りのため  
に行われていることについて知りたいということだ  
ろうと思うんですけど、これは佐々木先生。

<佐々木>

厳罰化にともなって少年法も改正されて、かなり  
制裁的な規定が盛り込まれてきた経過がありますけ  
れども、質問に直接お答えする前に、厳罰の「罰を  
与える」ということについてちょっと考える機会が  
ありましたのでお話をさせていただきます。少年法の  
改正の時にずっと国会で傍聴をした時に、かなりの  
国会議員さんたちが強調してたことなんですけども、  
「刑罰だって教育なんだ、罰を与えることは教育で  
す、それによって子どもは良いこと悪いことを知  
ります」ということを何人かの議員さんがおっしゃ  
いました。要するに少年法を、立ち直りを念頭に置  
いた保護的な処分だけではなくて、刑罰も念頭に置  
いて改正すべきだという議論がかなりありました。

罰を与えるってどういうことかなって思うんです。  
子どもにとって罰ってどういうことだろう、大人に  
とってその罰によって教育するってどんなことなん  
だろうと思ったことがあります。この近くに『国児  
学園』という児童自立支援施設がありますけれども、  
そこの職員さんと話した時に面白いお話を伺った  
ことがあります。子どもがワーワーワー騒いでな  
かなか言うことを聞かない時に、職員さんのある一  
人の方が「佐々木さん、こういう時あなただったら  
どうします?」「いや私はもうイライラしてるから、  
黙れコノヤロウというぐらいに言うかもしれない」  
といった時に、「私も言うんです。でもその黙れって  
言った時に、その子どもたちとちきんと向き合っ  
て彼らと付きあってきたプロセスがなければ、何のメ

ッセージも届きません。私たちが生活するプロセスの中で子どもと係わった時に初めて、コノヤロウと言った時に、彼らは『あ、やりすぎたかな』とか『この辺でやめておこう』とかいろいろのことを思うんです。ところが児童自立支援施設の職員が最近実は忙しくなってきた、忙しくなってきた中で、こういうことをしたらだめというルールを先に作っちゃう、罰を先に作ってしまう職員の方も最近出てきた」というふうにかがいました。そして「罰を先に作ってしまったのは、実は全く自分たちのやっている仕事を否定することになりかねない」とうかがったことがあります。

つまり罰というのは、私も否定しませんが、子どもと大人とのかかわりの中で初めて、互いの間合いを計りながら、ここまでやっちゃいけないとか、あるいはちょっと気遣ってこのくらいにしておこうとかっていうふうに思う、その範囲の中で罰というのはとても教育的なプロセスと成長のプロセスの中で意味があるんだろうというふうに思います。しかし、この社会の中で起きている厳罰化、ここでいう罰は制裁としての罰ですので、前もってここをやったらこうしますという罰ですので、そこには納得の経過もあるいは社会的な議論の経過もないままに制裁的な形で適用されますので、そこにある一つの現象がうまれてくるんだろうと思います。

私は、少年法の改正の後で進んできたことをずっと見て来て、二つのことに気がつきました。その一つ目は、制裁として罰を与えること、事前に罰を決めておくことによって、子どもを一人の子どもとして見ないで集団としてひとくくりにして見る、悪いことをしたやつ、こういうことをしたらこうなるといふ指標、メルクマールを探しだす傾向が強くなっているということです。つまり、子どもの「行為」に注目をするようになってきたように感じています。子どもがこういうことをしたら良くない子どもだ、非行の予兆だという形で、子どもの人格だとか、その形成のプロセス、社会的な状況だとかに注目をせず、やった行為の結果だけに注目をしていく傾向がかなり強く出てきていると思います。さっき中沢先生が、様々な経過の中で時間をかけて「ヒト化」していく子どもの成長のプロセスをお話になりましたけれども、その意味では社会は、その子の生い立ちや社会的な状況、家族の状況を見るのではなく、何をやったか、どういうことをしてかした子どもかということだけを見てしまうような傾向がかなり強くなっています。その点では、社会的な状況、時間と手間がかかる子どもへの眼差しはかなり衰えてきているんじゃないだろうかと気がしています。で、子どもの生育環境だとか様々なところに注目をしませんので、例えば先程質問があったように、少年院から出てきた時にも、もう一度何かやらないかとい

うことだけが気になります。もう一度彼がそれを犯さないために助ける支援をするという発想は、かなり薄くなってきているんじゃないだろうかと思いません。

その点で、二つ目に指摘できることは、厳罰化によって、問題を抱えた子どもを支える環境、支えようという社会的な意識がかなり衰退してきているというふうに思います。例えば少年院から出て来た子どもを支える活動でBBS活動(Big Brothers and Sisters Movement)、「お兄さんお姉さん活動」というのがありますけれども、三重県でも実は歴史的には最初に三重短が三重大よりも先に作った経緯があるんですけども、そういった運動を支える担い手の人たちの数がずっと減っています。社会的にそういった問題を抱えた人たちの「もう一回やり直そう」という気持ちを支える社会的な資源がどんどん薄くなっている。そういう組織に社会が関心を向けるという機会もかなり少なくなっているんじゃないだろうかと、そういう気がいたします。その意味では質問された方が言われた、立ち直りに関してあまり聞こえてこないというのも、今の実態なんだろうと思います。ちなみに、先程出た薬物に関して、津にもありますが、ダルク(DARC=Drug Addiction Rehabilitation Center)という薬物の問題から立ち直ろうとする人たちの組織があります。その人たちに公的な財政的な支援が始まったのはつい最近ですけども、東京都はそのダルクに対する経済的な支援を今半分に削り始めています。そういった点からみても、支える、もう一度やり直すという環境に関しては、実は社会的資源が細っているかなという気がしています。以上です。

<楠本>

ありがとうございました。別の方から、ちょっと長いので前の部分は割愛させていただきますけれども、同じ厳罰化の問題について「各先生がどうお考えか聴きたい」という質問をされています。「賛成か反対かその理由と、親そして社会はどうあるべきかをお答え下さい」ということです。質問の内容はかなり幅広いものですが、とりあえず厳罰化というのが最近の傾向でもありますので、佐々木先生以外の丸山先生、中沢先生にも、少年の非行ないし犯罪に対して厳罰化するというところに賛成か反対か、一言ずつお願いします。

<丸山>

わたしは、厳罰化に反対です。今の佐々木先生の話聞いてて凄くよく分かった気がしたのは、刑法の考え方は罪刑法定主義ですから、行為に着目をして、そこまでの経緯とか何かというのはあまり問題にしない。あくまでも行為を問題にするわけで、その人

格は直接的には関係ないですよ。しかし少年法は、行為だけではなくて、行為よりもその少年をどうやってそれこそ健全に育成していかってことを考えるわけですから、そうしますとちゃんと育てていくということのために、厳罰にするといいことだとは私は思いません。やっぱり今、佐々木先生が言われたように、きちんとしたケアということがまず大事なのであって、今の傾向というのはむしろ大変危険な傾向ではないか、厳罰化すればするほど隠れてしまうっていうか、見えなくしてしまうだけではないか、といふうに私は思っています。

< 中沢 >

私の話さっきから聞いてて分かると思いますけれども、それが罪かどうか分かんない人がいるんだから厳罰化してもしょうがないよね。少なくとも青少年をしっかりと育てるといこと、その保護が優先でしょう。我々の医療の世界から言うと、医者っていうのは修理工場なんですよ。それよりも栄養とか環境作りとか、そういうふうなもので病気にしない方が予防ですよ。予防の方を優先するっていうのが健康作りの王道ですけども、そういう意味でこの予防の方、ちゃんとした子どもに育てるといことをすっばかして、いくら厳罰化してもしょうがないなと思いますね。してもあまり意味がなからうと、効果がなからうといふうに思います。

< 丸山 >

もう一つ付け加えますと、最初にも申し上げたんですけど、法律とか条例とかを考える時には、どこまでが道德なのか、それから行政が介入するのはどこまでか、その時に罰するあるいは処分をするのはどこまでかというのを一つ一つ区別して考えないといけないと思うんですよ。それがどうもゴチャゴチャになっているという印象がもの凄く強いんです。ですから、厳罰化っていうのは、そういうことを含めて考えるべきではないかという感じがしています。

< 中沢 >

大人が「予防する」といえば、何か凄いことのようなんですけども、今の大人は見て見ぬふりをしているじゃないですか。隣の子はどんなことをやっても知らんぷり。尤も隣の子の批判をすると親が殴り込んできますけど、そういうふうな社会なわけで、それから明らかに条例違反なんかしても、見て見ぬふりをする大人がいるわけですよ。そういうふうな大人を厳罰化した方が良く思うんです。

< 楠本 >

私も言わなくてはいけないのかな。みんな同じ意

見になってちょっと恐縮なんですけど、私はこの三重短で刑事法を担当して、犯罪と刑罰について教えているわけですけども、犯罪と刑罰についての勉強を初めてから勉強すればするほど、刑罰というのは役に立たない、つまり刑罰というのは厳しくしたり、長期化したり、厳格化すればするほど役に立たなくなってしまう、できるだけ刑罰によらない方法で問題を解決した方が社会の根本的な問題の解決は早まるというふうな考え方を日々深めているというのが現状です。簡単ですけど私の考えはそうです。

次の質問にいかせて頂きます。「社会規範の低下が犯罪を生むこともあると考えますが、先生方にお聞きしたいのは、性の規範意識はどのように作られるとお考えでしょうか。私たち大人は、無知な子どもたちを作り性産業や性犯罪の被害者にさせないためにも、是非正しく教えるべきだと思いますがいかがでしょうか」という質問ですけども、中沢先生。

< 中沢 >

最初に楠本さんから少年の規範意識が低下しているかという問題提起があったんですけど、これに先に答えたいと思います。私は規範意識は下がってないと思いますね。規範意識が下がってるのは大人の方で、規範意識を叫ぶ人ほど規範意識ができてないというふうに最近では思っています。子どもたちは、自分たちが決めたものは自分たちで必ず守ると思うんですね。自分たちが決めてないのを守らせられるから嫌になっちゃうんです。だから今の若い人は、インフォーマルでもフォーマルでも、仲間内できちんと自分が参加して決めた約束事っていうのは大人以上にきちっと守ってくれると思っています。

その例外が性の問題なんですよ。性衝動っていうのは、こういろいろ決まり事があってもなかなか守れません。この性産業とか性犯罪に陥る云々の前に、やはり性の問題というのは人間の特殊な問題として採り上げなくちゃいけないと思うんですね。また猿の話をするかと言われるかもしれませんが、ある程度成熟して性衝動が起こった場合にいつでも性交、セックスができるっていうのは人間だけだって知ってますか？あとはみんな発情期ってのがあって、その時しか交尾しないんですよ。だから人間も9月しか発情しないってなれば、そこだけ隔離すれば何とかなるんですが、いつでもスタンバイしてるといのが人間の一番の特徴なんですよ。他の動物と違うと同時に、生殖と切り離れた性行為を持っているのも人間とピグミーチンパンジーだけですよ。どうやってもこう自分の築いてきた理性とか規範を破ってしまいかねないと思います。皆様覚えはあるでしょう？ですからこのところは、この質問された方の言われるように、しっかりと教えなくてはいけないと思うんですね。

今は栄養が良いので性衝動はどんどん低年齢化しています。たとえば初潮が出て来るころにしる、性衝動にしても、どんどん低年齢化していますから、もっと明け透けにどんどん教えたらいいと思うんですよ。誰が教えるか。やっぱり親は教えるににくいでしょう。他の仕掛けで教えたらいいと思うんですが、私は親に教わったこと無いですよね。皆さん教わっています？ 今は学校教育で性教育っていうのがありますが、学校ではとてもそんなこと教えなかった時代ですから。私が教わったのはやっぱりグループなんですよ。集団なんです。集団を、徒党を組むと悪くなるといいますけどね、やっぱり徒党を組んで、そういう仲間の中で何となく教わったり覚えたりしてお互いに規制しあうわけですから、そういう意味でも近隣社会が消失してしまって仲間が消失してしまった現代は、誰が特殊な教育をする特殊な人たちの仕掛けが必要になったってことでね。かつてよりももっときっちと早めに教えなくてはいけないと思います。

< 佐々木 >

今の性の問題にかかわって若干紹介だけさせていただきます。97年に東京都が青少年条例を改正して淫行・買春処罰規定を作りました。つまり援助交際をする子どもたちがいる、女子高生たちが体を売るとは許せない。性に対する教育をきちんとすべきだ。それで刑罰をもって条例の中で規制をすべきだという形の議論があった時に、ライターや社会学者の人たちと一緒に各自治体をまわって、淫行処罰条例の運用状況を調べたことがあります。一年かけて調べ、高校生にインタビューをしました。とっても印象的なことがありました。私は、性の問題というのは人間の成長のプロセスと密接だと思っています。でも、東京都での議論は、子どもにとって性の問題というのは「悪」なのだ、子どもが早いうちに性の問題を知ることは悪であり成長の阻害になる、そこは介入して条例で規制すべきだという論理を組み立てました。でも、私はインタビューをしていて、確かに「お金くれるし、優しくしてくれるし、どこが悪いの、迷惑かけてない」、先程楠本先生からも提起ありましたが、「迷惑かけてないんだからいいじゃない」ということをかなり言われました。これに対してもう一つ印象的だったのは、心理学者の河合隼雄さんが「魂が傷つくからおやめなさい」とおっしゃったことです。魂が傷つくという心情はとても分かります。しかし、彼女たちには届きませんでした。彼女らは自分が大事にされた経験をほとんど持っていません。で、援助交際の中でも「とても優しくしてくれる」ということに対してかなり敏感に反応します。「お金ももちろん欲しい、でもその優しくしてもらうという瞬間がとっても自分にとっては大事なんだ、

迷惑かけてないからいいじゃないか」というこの言葉の背景には、彼女らが成長のプロセスで、あるいは家庭の中で、学校の中でどういう存在なのかということをとっても考えました。

こうした点からみても、性の問題というのは子どもの成長と一緒にきちんと考えるものだろう。急に性的な存在になるわけでもなく、急にいやしくなるわけでもなくて、やっぱり成長のプロセスの中で性的な成長も遂げていくのであろうと思います。その時その時で、教育の機会っていうのは大事なんだろうと思います。中沢先生は明け透けに恥ずかしがらずに教育をと仰いましたけれども、でもやっぱり私はとても恥ずかしいところがあって、子どもも実は恥ずかしい部分ってとってもあると思うんです。小学生の性教育の授業を見たことがあります。子どもたちは、性器の名称や話を聞いても真剣にそれを受け止めていました。正しい知識というのは、彼らの中にきちんと入っていくということを現場で実感したことがありました。その意味で恥ずかしさもきちんと教える、自分が恥ずかしいということは他者も恥ずかしい。女の人や男の人でもお互い恥ずかしいことがある。でも、その互いを尊重するということは、権利教育の出発点でもあると思っています。プライバシーというの、その互いを大事にするという権利教育の形で組み立てることも可能なんじゃないだろうかというふうにも思っています。

< 丸山 >

私も一つだけ。今お二人が言われたことは「自己決定力」というのを子どもがどれだけ持つかってことですよね。自分で決めるってことの大事さを先程からいるんな方が言われましたが、自分の意見を言うということも含めてですね。今私ここに村瀬幸浩先生という「人間と性」の研究をやってる方の論文（「子どもと性的自己決定」法律時報75巻9号42頁）を持っているんですけども、この中に性的自己決定力というのをどうやって育てるか、四つ挙げられています。一つは性について科学的に理解すること。偏見、迷信、誤解、思い込みでなく、人間の身体や性のしくみ、働きについて学ぶこと。二つめが性をめぐる社会事情、例えば売春、性犯罪、性産業、援助交際などについて考え学ぶことによって確かな社会的認識力をつけていくことが大事で、結婚や離婚や不妊問題、シングルライフなどももちろん含まれる。それから三つ目に、性は自分の身の上のみ起こる問題ではなくて、必ず相手の存在、相手との関連において具体化するんだから、相手との合意を形成する力を育てることが不可欠だということ。そしてもう一つは、社会に対する問題対応力も育てていくことが必要なんだということが言われております。明け透けにやるって言うのは、そういうことを通じ

で子どもたちに分かってもらうということだろう、  
でそれは決して法律の問題ではなくて我々の社会の  
問題なんだろうと思います。

< 楠本 >

ありがとうございました。さて、これまでは主に  
規範意識の問題に焦点を当てて議論してきましたけ  
れども、これからは少年が非行に至る過程であるい  
は子育て全般において親とか地域が子どもを保護す  
る力が低下しているという問題、又それに対応す  
るためにどうやって地域を再生していくかという問題  
の方に話を移していきたいと思います。お二人から  
質問用紙が出ていますが、お二人の質問を一つにま  
とめて議論した方が良いと考えますので、まとめて  
とりあげます。まずお一方は、「嘘つきは親からの自  
立の始まりであって、小さな逸脱行動を見逃すと非  
行に繋がるのは必ずしも言えないという話に共感し  
ました」。これは先程の中沢先生の話ですね。「では、  
親は子どもの小さな逸脱、嘘を言って外泊する、親  
の金を持ち出すなどを発見した時どのような対処を  
することが子どもの健全育成に繋がるのでしょうか」  
というご質問です。それからもうお一方は、「今の子  
どもたちは無菌室の中で育っているようなものなの  
かと思いました。人の死とか先生や親以外の大人の  
人と喋る機会がないとか、リアルに触れる機会がな  
い。だからメディア情報だけで判断するしかないの  
だと思う。今の子どもたちはそういった社会をすべ  
て受け入れた結果だだと思います。そういった子ども  
たちをどう思いますか？かわいそうだと思うのでし  
ょうか」というご質問です。子どもたちが、きちん  
と大人と接して大人に成長していく機会が奪われて  
いる一方で、小さな逸脱行動をしたときに大人たち  
がきちんと対応してるかという問題だと思ってい  
ます。で、これについてやっぱり中沢先生から願ひ  
します。

< 中沢 >

最初の質問については、僕は少子化社会というの  
が大きく影響していると思っています。一人か二人  
しか産まないもんですから、どうしても子離れ、親  
離れができなくて、特に母親ですけれども、母親は  
子どものこと全部知ってないと不安なんですね。反  
抗された時に「死んでやる」と言われるとアウトで  
絶対従わざるを得ないですね。反抗して「死んでや  
る、言うこと聞いてくれなきゃ死んでやる」と言  
うと、もう殆どのお母さんお父さんアウトですね、  
従わざるを得ないと思うんです。こんなこと言っ  
ても今はしょうがないですけども、私8人兄弟でね、  
もし死んでやるなんて言う「どうぞ」なんて言わ  
れそうでした。一人減っていいやって。そういう感  
じもあった時代と随分違うので、そういう意味では



今はとても不幸な時代、自立が難しくなっている不  
幸な時代にあるというふうに思っているんです。我  
々の時代は母親を頼ろうと思っても母親は下の子ども  
たちをみていたので相手にしてくれない。少子化  
した今はそういう時代じゃないので、日本社会の構  
造自体が放っばっておけば自立できないものになっ  
ていると思います。大事な子が盗みをした、親の  
財布からくすねたりというのを見た時は、それはち  
ゃんと私は注意した方が良く思うんですね。一般  
論ではなく私が我が子にどうやってきたかという  
ですね、私が小さい時「どんな悪いことをしたか」  
とか、「盗みをしたか」とかいうことを一所懸命話  
して聞かせたんです。盗みは誰から教わったかとい  
うですね、畑のキュウリを盗む盗み方とかは父親が  
教えてくれたんですよ。父親が「こうやれば畑の  
神様は怒らないよ」と言ってくれてくれたん  
です。そういうふうに、その子が困難にぶち当た  
った時に、自分がその年代の時にどういうふうに考  
えてたかということを書いてあげることが一番良い  
と考えています。「やっぱり私もちょっとくすねっ  
ちゃったことあるのよね」とかね。自分は完璧だと思  
ってますよね、特にお母さんたちはね。聞いてみ  
ると結構親の財布からくすねたりした経験もあるん  
ですよ、「あのお母さんにも怒られちゃって嫌な  
思いして、あなたも今嫌な思いしてるでしょ」と  
いうふうなことを、そういう客観化した会話にし  
てあげることが、うんと必要だと思うんです。

もう少し大きくなったら、私は「自分の家の経済  
状況を語ることを」を薦めます。金は誰が稼いで  
誰が使ってるのか、おまえは使っている方なんだ。  
お父さんの収入の何パーセント使ってるのはおま  
えだということ淡々と話してやる。今の子  
供は、「お金がない」と言っていると「銀行行ったら」  
って言いますよね。誰が稼いで誰が使っているか  
というそのことも頭に入らない、教育できてないわ  
けですから、そういうのを淡々と教えてやったらいい  
んじゃないかと思うんです。

二つ目の質問については、無菌状態で育っている

のは非常にかわいそうです。つまり私たち大人の方はその子にトラウマを与えまいとか、苦勞をかけまいとして、手をかけ金をかけすぎて、じっと見守ることができない。見守っていると親の方が不安になってしまう。だから、できるだけ色々やらかしても最後までじっと見守れたら一番良いんだろうというふうに思うんです。だめかなやっぱり。これは隣に相談のできる、同じ世代じゃなくて違った世代で教育してきた人たちとか、そういう人たちの多くの知恵が集まらないと、一対一では対応できないです。そこでやっぱり近隣とか集団の知恵っていうのが生きてこないことが問題なんですよ。その地域の再生問題については、また後で言わせてもらいます。

<丸山>

今、中沢先生は、「地域社会が壊れている、なくなった」ということを言われましたけど、それはもう常に我々自身が作っていかねば成り立たないということを改めて考える必要があるだろうとつくづく思います。今非常に大きな問題としてあるのは、日本の社会がどんどんいわゆる競争社会、効率主義の社会、それからひとりぼっちみんな個々バラバラにされた社会になっていってしまってることじゃないかと思うんです。これは少し面倒くさい話になりますが、「新自由主義」ってよくいわれますけども、サッチャー、レーガン、中曽根という時代からそういうものが脈々と繋がっていてどんどん広がっていく、小泉構造改革もその先にあるわけです。で、「小さな政府」ということを言います。でも、本当に小さな政府が良いのかどうかわからない。つまり、やっぱり「公」がやらなきゃいけないことって必ずあるわけですよ。それをどんどん切り捨てていって、福祉みたいなものを切り捨てていって無くなっていいのかということじゃないと思うんです。先程、立ち直りを支援する施設の予算が削られてるっていう話されましたけど、サッチャー、レーガン、中曽根時代からずっと続いてきた新自由主義的な系譜っていうのは競争社会を生み、効率主義を生み、経済万能です。どっちが儲かるかっていうことをまず先に考える。それから、受益者負担といって、必要な人がお金を払うのは当たり前だという考え方ね。これは連帯だとか、助け合いだとか、あるいは集団でなんとかしようとか、地域を上手く作っていかうとかってことに全く無縁なんですよ。関係ないですよ。しかし、こんな考え方がどんどん広がっていくとしたら、これはやっぱりまずいんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、地域づくりを進めていくっていうのは、実は子どもが隣の柿か何かをつまんで食べてるところを見つけたら、やっぱりコラって怒鳴ってあげることから始まることじゃないかなっていう、私はそんな気がしています。

で、条例づくりとか何とかで、そういう領域にお役所が出てきて取り締まることで、本当に子どもたちにとって良い社会ができるのかということ、そうじゃなさそうだなと思って仕方がないっていうのが率直にいった感想なんです。

<佐々木>

先程、中沢先生がお話しされていたような一般論は言えないのですが、私自身も、ごまかしたり、嘘ついたり、いろいろ経験があるのであまり偉そうに言えないんですけども、自分の子どもとのかかわりの中で一つこんなことがありました。子どもが中学校に入った時に携帯電話が欲しいと言い出して、二人でかなり議論をしました。「なぜ欲しいか?」、「みんなが持ってるから」、「じゃあ君は持たなくていいじゃないか、みんなの真似することない」。いろんな経緯の中で、「じゃあ欲しい理由をちゃんと意見書に書いてみる」といって中学校一年生の時に文書で出させたことがあります。もう一生懸命自分の文章で書いたことがうかがえます。タイトル「意見書、携帯電話を購入すること」、子どもの権利保障をしるという意見書を書いてきました。それに私は様々な形で質問を発しながら結局その時は買いませんでした。その時「嘘つき」と言われました。「お父さんは子どもの権利だとかいっぱい外で言ってるくせに、自分の子どもの権利なんてちっとも考えてないじゃないか。お父さんは嘘つきだ」と言って、かなりやりあったことがあります。で、その時「じゃあ、もうちょっと二年生になったら考えよう」と言ったのですが、嘘でした。で、結局その一年経っている考えても、買いませんでした。でも、まあ最後には私のほうが折れるようにして家族に一台「誰でも電話」といってのを一台だけ買いました。子どもに占有されていきましたけれども。先程中沢先生がおふれになりましたけれど、私と子どもとの係わり合いの中で、ごまかしたりしてるのがこう何かよく分かってくる、私のごまかしが子どもの方でもよく分かる。そういう係わりの中で軌道修正していく力を子どもの頃から付けていくんだろうし、大人の嘘についても免疫を少しずつ作っていく、「でも、ここまでしてしまったらちょっとまずいかな」という気持ちを子どもの中に少しずつ作ればというふうに思ったりもしました。

ただ多くの人たちがそういう環境を作れる状況にあるかといえば、なかなかないのかもしれない。しかし、そうした子どもと大人との係わり、親子の係わり、先生と子どもとの係わりを通じてしか、そうした間合いを計る、社会との環境を作っていくことはできないんじゃないかなというふうに思います。手間と時間をかけてやるしかないのかなという気もしてます。で、その観点で、深夜に自分の

子どもが補導されたからという訳ではないですが、深夜徘徊を条例で規制するとか、地域で子どもが夜出歩かない環境を作ろうという話もされていますけれども、やはりその子どもとその家族の環境を考えてみる必要があるんじゃないかなというふうに思います。夜出て歩く子どもたちから、前に三重短にいた時に学生たちとコンビニで聞き取り調査をしたことがあります。コンビニはやっぱり中学生や高校生たちがたむろして困るという話をしていましたけれど、その中学生や高校生たちと話す、「ここへ来たら仲間と話せる」と言って、重要なコミュニケーションの場になっているという実態を知る機会がありました。夜型社会という中で安心して夜集まって来れるのがコンビニの光の前、あの虫が集まるように子どもたちも集まるという、24時間営業のコンビニが実はそうした環境を作ってるということもあるんだろうと思います。

ただ、もう一つ、先程私は親と子の関係というふうに言いましたが、昨日ですか、民間企業に勤める人たちの平均給与の発表が行われまして、平均年収が439万という報道がされました。で、この493万円、もう少し詳しく知りたいなと思って調べたら、男性の平均給与は600万近くあるんですね。女性はそれに反して二百数十万しかありませんでした。つまり深夜徘徊で補導される、あるいは非行問題を抱える子どもたちの多くは母子家庭だったりします。現実的に両親が揃っている子の非行が徐々に増えていますけれども、未だにやはり非行という問題を抱えた子供たちの多くは母子家庭だったりもします。そうした母子家庭の生活基盤を支えている状況を、この年収がよく示しているんだろうと思います。女性の方がかなり低い年収の中で生活を支えている。しかも女性が外へ出て働こうとすれば、夜の方がどうしても給与が良い。虐待の問題で係わった事例の中では、お母さんが子どもを虐待している家庭をみたときに、殆どのお母さん方夜働いていました。子どもたちがその兄弟たちを支え合ってる。しかし、お母さん帰ってくれば、どうしても家庭の中で暴力的な身体的、心理的な虐待をするといった構図がみてとれます。やはり、夜型社会になっていく背景の中で生活基盤の変化とりわけ親世代の経済的な環境がかなり厳しくなってる。そういう中で若い人たちの平均給与も調べてみました。若い20代の平均給与は300万ちょっとしかありません。そういった状況の中で生活を支えて子育てをしているという、かなり厳しい環境です。そうした中で子どもを夜コンビニに連れて行く、レストランに子どもを抱えて連れて行くというのは、あながち私はそれをすべて否定すべきものだろうかというふうにも思います。今社会自体がそういう状況の中で、どんな形で子育てに対処して社会が支援すべきか、あるいは困った時に相談

をする相談体制のあり方だとか、きちんとまず考えられる必要があるんじゃないかというふうに思っています。その上で初めて、地域の中での子育ての環境あるいは地域の生活環境といったものを改めて議論する必要があるんじゃないだろうかという気がしています。

<中沢>

私は精神科の医者でありながら、地域、地域再生ということばかり考えて、最近そういう本を読んだり調査をしてるんですけど、かつてのような子どもが沢山いて、大人も沢山いて、近所の子どもが悪いことしても隣のおじさんがばんばん叱るというような、そういう地域が再生するだろうかというのをよく考えるんです。それは無理だと思うんですよね。やはり人が違ってきますし、考えが違ってきますから。でも、じゃあそれを諦めたらいいかっていうと、そしたらもっと悲惨だろうというふうに思うんです。新しい形での地域再生が必要なのですが、何がそういう新しい形の地域再生になるだろうかというので調べてみると、色々な動きが今あるんです。それを最後にご紹介したいと思うんです。

一つは、皆さんも自分の故郷の町に帰ると、町の中心街がガラガラになってゴースタウンになっているでしょう。郊外にどんどん店が出て行って、街が消えてしまっています。あらゆる所ですね。そこで新しい商店街作りがやられてるんです。今までは商工会議所とか町、市の主導で「アーケード作るから補助金よこしなさい」みたいな形で作られて来たんですが、そういうふうな街作りはどんどんだめになっているのが分かっていて、今やられているのは、品物売るために売れる店を作ろうという街作りではないんですね。自分たちが住んできた街、愛している街を住みよい街にするという点だけで、殆どが上からの指導はなしで、ボランティアですとやられています。山形県の高島町は、真ん中がすっかりと空いてしまったところを、色々な催し物場にしてしまったり、群馬県の前橋市なんか一番の繁華街がどかんと空いちゃったんですが、そこをみんなの力を合わせて子どもの広場とか公園にしたりイベント場にしたりして、それで直接的にはお客は増えないんですが、だんだんと面白い、楽しい、住んでて気持ちの良い街になってきているということが言われています。外国でもEU諸国では伝統の復活と環境（エコロジー）のスローガンの下に新しい街作りが非常に意欲的に進められているんです。スペインのバスク地方では方言、バスク語も復活させたりですね、ストラスブルグでは全然車を入れない街作りとかをしている。やはり、物の売り買いで成り立つ街ではなくて、人と人との繋がり、もう一度人というライフラインを持てる街作りというのが少しずつ



少しずつ確実に日本でも今動いているんですね。

しかし、まだまだ今の段階で、今日のこの青少年の問題にまで行ってるかということ、まだそこまで行っていないという気がするんですね。それは先程丸山さんも仰いましたけれども、この人と人とが結びつくというのにはですね、やはり今の私たちがここ30年くらい通ってきた生き方を大転換させなきゃいけないんですね。見て見ぬふりをするのをやめ、あるいはボタンを押さないと入れてもらえない家じゃなくするというふうなことですね。つまり、人と人のライフラインを作る、人という大切なライフラインを復活させる、近隣集団を作るのにはですね、私のスローガンで言うと「六分の親切と四分のお節介」がいるんですね。でもその「四分のお節介」と取られたくないためにみんな黙っているというのが現状なんですよ。しかし確実にそういう方向に日本も少しずつ動いているということが言えると思うんです。私が言っているのではなくて、『変わる商店街』（中沢孝夫著）って最近出た岩波新書で言ってるんです、読んでみて下さい。

もう一つは、そういう街づくりが縦へ縦へと行かなくて、横へ横へと行ってるんです。で、横へ横へと行っているその中心を担っているのは、子育てグループよりも今は障害者・介護グループだということですね。障害者運動とか介護運動は、街の人たちに助けられて発展したと思っているんですが実は、今目につくのは障害者グループ、色々なグループホーム作ったり、作業所作ったりするところ、そういうところが街作りを引っ張っているんです。そういう人たちがあらゆる街の色々な趣味の会や何かを引

き入れて、そこがリーダー役を果たしつつあるという新しい傾向が出て来ていて、そう捨てたもんじゃないというふうに思ってるんです。後十年ぐらい経つと、きっと今よりずっといい子どもがしっかり育つ街作りができるし、できなければ日本はだめになると思うんですが、できると思うんですよ。後20年生きるっていうのはちょっと大変なんですけども、私は最近後20年生きて、それを見届けようという気になっております。

<楠本>

5時30秒前です。この後懇親会を予定しております。何かまだ続けて話をしたいということがあれば、その場をお願いします。

今日は10月1日、一番遊ぶのにいい天候でもあったので、どのくらいの人に来て頂けるのか、ずっと心配でしたけども、これで肩の荷が下りました。どうもありがとうございました。（拍手）

<東福寺>

皆さんどうもありがとうございました。シンポジウムというとてもよく討論の時間がなくて不全感が残るんですけども、今日は時間を延長したこともあって皆さんの質問にたっぷりとお答え頂くことができました。先生方本当にお疲れだったと思いますけれども、ありがとうございました。是非もう一度感謝の気持ちを込めて拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

ありがとうございました。それではこれで今日の公開シンポジウムを終えさせていただきます。

## 【受入図書一覧】

本研究室で2005年10月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
「自然」概念の形成史 中国・日本・ヨーロッパ	寺尾 五郎
環境生態学序説	松田 裕之
ゼロからわかる生態学	松田 裕之
つきあい方の科学	R.アクセルロッド
多元文明史観	外村 直彦
女性白書2005	日本婦人団体連合会 編
世界のポジティブ・アクションと男女共同参画	辻村 みよ子 編
密集市街地のまちづくり まちの明日を編集	黒崎 羊二 / 大熊 喜昌 / 村山 浩和 り・らいふ研究会
産廃コネクション 産廃Gメンが告発！不法投棄ビジネスの真相	石渡 正佳
リサイクルアンダーワールド 産廃Gメンが告発！黒い循環ビジネス	石渡 正佳
ルポ 諫早の叫び よみがえれ干潟ともやいの心	永尾 俊彦

リサイクルのことがわかる事典 読む・知る・使える	エコビジネスネットワーク 編 地方自治制度研究会 監修
「危機管理」の都市計画 災害復興のトータルデザインをめざして	西山 康雄
中国環境レポート	エリザベス・エコノミー
参加型 福祉の交通まちづくり	(社)土木学会土木計画学研究委員会
生態学からみた里やまの自然と保護	石井 実 監修
ケースメソッド 環境法	日本弁護士連合会 編
自然保護法講義 第2版	畠山 武道
近世義民年表	保坂 智
砂漠の女ディリー	ワリス・ディリー
ディリー、砂漠に帰る	ワリス・ディリー
超少子化時代の家族意識 第1回人口・家族・世代世論調査報告書	毎日新聞社 人口問題調査会 編
人口の動向 日本と世界 人口統計資料集2005	国立社会保障・人口問題研究所 編
日本における近年の人口移動 第5回人口移動調査	国立社会保障・人口問題研究所 編
良心の領界	スーザン・ソングク
社会運動の社会学	大畑 裕嗣 / 成 元哲 道場 親信 / 樋口 直人 編
魂の労働 - ネオリベラリズムの権力論	渋谷 望
市民と武装 アメリカ合衆国における戦争と銃規制	小熊 英二
構築主義とは何か	上野 千鶴子 編
階級社会 グローバリズムと不平等	ジェレミー・シーブルック
帝國的ナショナリズム 日本とアメリカの変容	大澤 真幸
それでも私は戦争に反対します。	日本ペンクラブ 編
責任と正義 リベラリズムの居場所	北田 暁大
一九三〇年代のメディアと身体	吉見 俊哉
「9条」変えるか変えないか 憲法改正・国民投票のルールブック	今井 一
公共哲学1 公と私の思想史	佐々木 毅 / 金 泰昌
公共哲学2 公と私の社会科学	佐々木 毅 / 金 泰昌
公共哲学3 日本における公と私	佐々木 毅 / 金 泰昌
公共哲学5 国家と人間と公共性	佐々木 毅 / 金 泰昌
公共哲学7 中間集団が開く公共性	佐々木 毅 / 金 泰昌
公共哲学11 自治から考える公共性	西尾 勝 / 小林 正弥 / 金 泰昌
公共哲学12 法律から考える公共性	長谷部 恭男 / 金 泰昌
公共哲学14 リーダーシップから考える公共性	小林 良彰 / 金 泰昌
「発達最近接領域」の理論 教授・学習過程における子どもの発達	ヴィゴツキー
思考と言語 新訳版	ヴィゴツキー
発達障害の心理臨床	田中 千穂子 / 栗原 はるみ
子どもと家族を支える療育支援と心理臨床的援助	市川 奈緒子 編
自閉症と発達障害研究の進歩 2004 / Vol. 8	高木 隆郎 / P.ハウリン E.フォン ボン 編
自閉症と発達障害研究の進歩 2005 / Vol. 9	高木 隆郎 / P.ハウリン E.フォンボン 編
日本の不平等 - 格差社会の幻想と未来	大竹 文雄
排除される若者たち - フリーターと不平等の再生産	(社)部落解放・人権研究所
福祉国家の医療改革 政策評価にもとづく選択	三重野 卓 / 近藤 克則 編
テキスト 医療・福祉マネジメント	近藤 克則
健康格差社会 - 何が心と健康を蝕むのか	近藤 克則
不平等の経済学	アマルティア・セン

不平等が健康を損なう	イチロー・カワチ ブルース・P・ケネディ
階層化日本と教育危機 - 不平等再生産から意欲格差社会へ	苅谷剛彦
月刊ゆたかなくらし 2005年5月号	全国老人福祉問題研究会 編
月刊ゆたかなくらし 2005年7月号	全国老人福祉問題研究会 編
階級! - 社会認識の概念装置	渡辺 雅男
保険の社会学 - 医療・くらし・原発・戦争	本間 照光
新国保保険料 収納課長奮戦記	小金丸 良
再配分政策の政治経済学 - 日本の社会保障と医療(第2版)	権丈 善一
再配分政策の政治経済学 - 年金改革と積極的社会保障政策	権丈 善一
職員の給与等に関する報告及び勧告 平成17年10月	三重県人事委員会
第44出入国管理統計年報 平成17年版	法務省大臣官房司法法制部 編
子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 第3版	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 編
ドメスティック・バイオレンス	小西 聖子
ヨーロッパ近代の社会史 工業化と国民形成	福井 憲彦
事例から学ぶ少年非行 真の少年非行対策をめざして	高松少年非行研究会
子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版	社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 編
フツの子の行方 自明生の崩壊とあしたの予兆	中沢 正夫
誇大自己症候群	岡田 尊司
人口減少社会の設計 幸福な未来への経済学	松谷 明彦/藤正 巖
発達障害者支援法ガイドブック	発達障害者支援法ガイドブック編集委員会
発達障害者支援法と今後の取組み	発達障害の支援を考える議員連盟
人格障害の時代	岡田 尊司
障害者年金の請求の仕方と解説 - 精神障害者・知的障害者のために -	(財)全国精神障害者家族会連合会 年金問題研究会
精神障害者と家族のための生活・医療・福祉制度のすべて Q & A 第6版	森合 康文/杉本 豊和 ゆうゆう編集部
精神障害をもつ人が地域でくらすしていくために - 介護保険統合論と、求められる社会的支援	山本 耕平
疑問あり! 介護保険統合論 - どこへ行く支援費制度	井上 泰司/伊藤 周平
介護保険改革と障害者ランドデザイン - 新しい社会保障の考え方	京極 高宣
個別支援計画をつくる - 利用契約制度と障害者ケアマネジメント	植田 章/峰島 厚
障害学研究 1	障害学研究編集委員会
ディスアビリティ・スタディーズ - イギリス障害学概論	コリン・バーンズ/ジェフ・マーサー トム・シェイクスピア/
生の技法 - 家と施設を出て暮らす障害者の社会学	安積 純子/岡原 正幸/尾中 文哉 立岩 真也
障害学への招待 - 社会、文化、ディスアビリティ	石川 准/長瀬 修
見えないものと見えるもの - 社交とアシストの障害学	石川 准
ソーシャルワークの実践モデル	久保 紘章/副田 あけみ
ノーマライゼーションと日本の「脱施設」	鈴木勉/塩見 洋介
ヨーロッパにおける施設解体 - スウェーデン・英・独と日本の現状	河東田 博/杉田 穂子/ 芥川正武/孫 良/遠藤 美貴
小倉昌男の福祉革命 - 障害者「月給1万円」からの脱出	建野 友保
はばたけスワンベーカー	牧野 節子
障害理解 - 心のバリアフリーの理論と実践	徳田 克己/水野 智美

精神保健福祉用語事典	(社)日本精神保健福祉協会 日本精神保健福祉学会
障害者自身が指導する権利・平等と差別を学ぶ研修ガイド - 障害平等研修とは何か	キャス・ギャレスピー＝セルズ ジェーン・キャンベル
狂気と犯罪 - なぜ日本は世界一の精神病国家になったのか	芹沢 一也
<法>から解放される権力 - 犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー	芹沢 一也
チャレンジする心 - 知的発達に障害のある社員が活躍する現場から	箕輪 優子
こうすれば働ける！ - 新しい就労支援システムへの挑戦	世田谷区立知的障害者就労支援センター すきっぷ
精神障害者のための就労支援ガイドブック	野中 猛/松為 信雄 編
知的障害者雇用の現場から - 心休まらない日々の記録	安部 省吾
知的障害者雇用の現場から(2) - 働く喜び、自立する若者たちの記録	安部 省吾
地域で働くことを支える - 知的・精神的障害をもつ人たちの地域就労援助	飯田 進
福祉先進9カ国社会保障,雇用,助成金,障害者教育等の概要	斎藤 公生
個別移行支援計画Q & A基礎編 - 一人一人のニーズに応じた社会参加へのサポート	東京都知的障害養護学校就業促進研究 協議会 編
ドイツ社会法の構造と展開 - 理論、方法、実践	ハンス・Fツァハー
介護保険転換期 - 新制度のしくみとドイツ制度の現状	(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団
講座 障害をもつ人の人権<1>権利保障のシステム	河野 正輝/関川 芳孝
講座 障害をもつ人の人権<2>社会参加と機会の平等	荒木 兵一郎/定藤 丈弘/中野 善達
講座 障害をもつ人の人権<3>福祉サービスと自立支援	河野 正輝/北野 誠一/大熊 由紀子
男女共同参画社会データ 2005年版	生活情報センター 編集部
平成17(2005)年版 環境白書	三重県環境森林部 環境森林総務室 環境企画グループ
平成17年度版 中小企業施策総覧	中小企業庁 編
家計調査年報 平成16年 <貯蓄・負債編>	総務省統計局
平成17年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)	地方交付税制度研究会
平成17年度 改正地方財政詳解	(財)地方財務協会
地域経済総覧 2006	東洋経済新報社
ジェトロ貿易投資白書 2005年版	ジェトロ
財務省金融庁要覧 平成17年度	大蔵要覧出版社
障害保健福祉改革のグランドデザインは何を描くのか - これからどうなる障害者福祉	井上 泰司/塩見 洋介
自治体と男女共同参画 - 政策と課題 -	辻村 みよ子
平成17年度 固定資産概要調書	津市財務部課税課

#### 編集後記

地研通信83号をお送り致します。今号は、昨年10月1日に開催されました第32回地域問題研究交流集会報告号と相成りました。

交流集会では現代の青少年問題について、楠本研究員の基調報告と司会の下、パネラーによる活発な議論が繰り広げられ、ご参加頂いた聴衆の方々からも数多くの質問をお寄せ頂き、成功裡に終了することができました。このテーマがきわめて現代的な課題であることが認識されると同時に、「法とは何か、道徳とは何か」について改めて考える契機になったのではないかと思います。

引き続き来年度の地研の研究活動にご期待下さい。(K)